

いの町地震火災対策計画



平成29年3月

いの町

目 次

第1章 総則	- 1 -
1.1 計画の目的	- 1 -
1.2 計画策定の流れ.....	- 1 -
第2章 地震火災対策を重点的に推進する地区	- 2 -
2.1 重点推進地区.....	- 2 -
2.2 建物等	- 3 -
2.3 消防力	- 4 -
2.4 消防水利（防火水槽）	- 6 -
2.5 自主防災組織.....	- 6 -
第3章 重点推進地区の特性	- 8 -
3.1 出火の危険性.....	- 8 -
3.2 延焼の危険性.....	- 10 -
3.3 道路閉塞の危険性.....	- 12 -
3.4 消防活動の困難性.....	- 13 -
3.5 避難の困難性.....	- 14 -
第4章 アンケート及びワークショップによる意見聴取	- 16 -
4.1 全世帯アンケート調査結果.....	- 17 -
4.2 ワークショップ後アンケート調査.....	- 21 -
4.3 ワークショップの意見等.....	- 22 -
4.4 意見聴取結果の計画への反映.....	- 29 -
第5章 地震火災の具体的な対策	- 33 -
5.1 出火防止対策.....	- 33 -
5.2 延焼防止対策.....	- 41 -
5.3 安全な避難対策.....	- 47 -

別冊 いの町地震火災対策計画資料集

第1章 総則

1.1 計画の目的

南海トラフ地震が発生すると木造住宅密集地域において、同時多発な火災の発生や道路が通行できないことによる火災現場への到着の遅れ、さらには、水道の断水により消火栓が使用できないことによる消防水利の不足などにより、火災が燃え広がり大きな被害を引き起こすことが懸念されます。

こうした事態を回避するには、街路の整備や沿道建築物の不燃化等による延焼の遮断や公園などのオープンスペースの確保といった長期的な対策により、火災に強いまちづくりを進めることが基本となります。

しかし、こうしたハード対策は長期間を要するため、住民自ら、または地域で協力して火災を防ぐとともに安全に避難するなど、命を守るために今すぐにでも行える取り組みを進めることが必要となります。

いの町地震火災対策計画は、南海トラフ地震発生時に想定される「地震火災」による人的被害の軽減を図ることを目的に、まずは、個人の家から火を出さないための「出火防止」、出火しても個人による初期消火や地域による消火により火災の拡大を防ぐ「延焼防止」、さらに、延焼が拡大した場合でも命を守るための「安全な避難」の3つの視点から、いの町と住民・地域、事業者が事前に取り組むべき具体的な対策と取り組みの進め方を示すものです。

それぞれが対策に取り組むことで、地震時の大規模火災による人的被害の軽減のみならず、平時から火災に強い地域づくりを目指します。

1.2 計画策定の流れ

本計画は、「出火防止」、「延焼防止」、「安全な避難」に関する3つの視点で策定しています。また、アンケート調査やワークショップ等により、広く住民の意見を聴取し計画を策定しています。



第2章 地震火災対策を重点的に推進する地区

2.1 重点推進地区

「高知県地震火災対策指針」により、11 市町 19 地区が「地震火災対策を重点的に推進する地区」（以下「重点推進地区」という。）として定められています。

以下に、いの町重点推進地区を示しています。

いの町重点推進地区					
谷	羽根町	大国町	西町	西地	公園町
幸町	元町	旭町	本町	大和町	加茂
柳町	内野	菊楽	東町	新町	北山
駅前町	(天神町、駅東町)の一部				



図 いの町重点推進地区詳細図

この重点推進地区は、高知県が作成した「高知県地震火災対策指針」によって定められています。この重点推進地区は、人口集中地区や建物が密集している場所などを基準に一時抽出を行い、更に、その中でも延焼しやすいと想定される地区を重点推進地区として設定されています。

2.2 建物等

建物には、「耐火造」、「準耐火造」、「防火造」、「木造」の基準があり、以下の順で防火性能が高くなります。

建物種別	耐火造	準耐火造	防火造	木造
防火性能	高	←	→	低

右のグラフより、伊野地区（重点推進地区）では、防火造（75%）に該当する建物が最も多く、次いで準耐火造（13%）となっています。準耐火造・耐火造が占める割合は16%程度となっており、全国平均値（平成25年 住宅・土地統計調査によると準耐火造・耐火造の合算は40%強）と比較しても低いものとなっています。

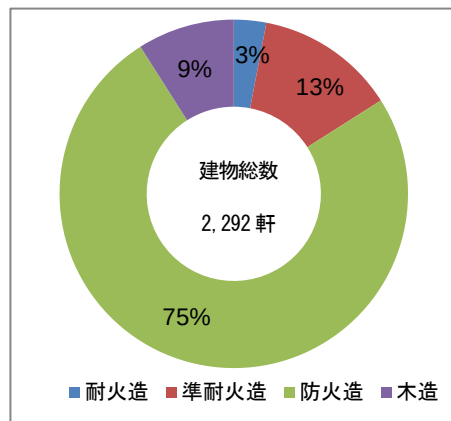


図 伊野地区（重点推進地区）
建物種別割合
（出典：平成25年住宅・土地統計調査）



図 伊野地区（重点推進地区） 建物種別
（出典：平成25年住宅・土地統計調査）

2.3 消防力

伊野地区（重点推進地区）は、仁淀消防組合・いの町消防団の管轄内にあります。いの町消防団は、1 本部 3 方面隊 15 分団で構成されており、伊野地区（重点推進地区）は、伊野方面隊伊野分団（伊野第一分団、伊野第二分団、伊野第三分団）が担当分団となっています。以下に、消防団伊野方面隊保有車両、消防屯所一覧、消防署車両配備状況を示します。

表 消防団伊野方面隊保有車両

方面隊	分団	部・班	車両番号	取得年月日	車種	用途
伊野方面隊	団本部		高知 800 さ 2203	H13. 5. 10	トヨタ	指令車
			高知 88 す 3984	H8. 3. 22	いすゞ	運搬車
			1 高知 こ 503	H13. 3. 22	ヤマハ	赤バイ
			1 高知 こ 504	H13. 3. 22	ヤマハ	赤バイ
			1 高知 こ 505	H13. 3. 22	ヤマハ	赤バイ
			1 高知 こ 506	H13. 3. 22	ヤマハ	赤バイ
			1 高知 こ 507	H13. 3. 22	ヤマハ	赤バイ
	伊野分団		高知 800 さ 7889※	H27. 12. 4	いすゞ	ポンプ車
			高知 830 な 119	H13. 1. 18	日野	ポンプ車
			高知 832 の 119	H19. 12. 19	日野	ポンプ車
	枝川分団		高知 831 て 119	H15. 3. 24	三菱	タンク車
			高知 833 ふ 119	H25. 12. 18	日野	ポンプ車
	南分団	八田部	高知 88 す 3378	H7. 3. 27	いすゞ	ポンプ車
		八田部	高知 800 さ 2766	H14. 3. 1	ニッサン	小ボ付積
		八田部	高知 830 す 373	H25. 10. 28	日野	ポンプ車
		池ノ内部	高知 830 す 9119	H19. 3. 15	いすゞ	ポンプ車
	川内分団	波川部	高知 800 さ 8153	H28. 12. 15	いすゞ	ポンプ車
		波川部	高 88 す 2825	H6. 3. 24	ニッサン	小ボ付積
		大内部	高知 88 す 6239	H11. 2. 25	ニッサン	小ボ付積
	神谷分団	加田部	高知 830 ち 60	H29. 1. 20	トヨタ	小ボ付積
		保木部	高知 830 つ 61	H28. 3. 24	トヨタ	小ボ付積
		鹿敷部	高知 830 す 62	H27. 3. 16	トヨタ	小ボ付積
	三瀬分団	勝賀瀬班	高知 830 そ 70	H27. 3. 16	トヨタ	小ボ付積
		柳瀬班	高知 800 さ 3828	H16. 3. 22	三菱	小ボ付積
		出来地班	高知 88 す 3324	H7. 2. 23	ニッサン	小ボ付積
	役場(伊野)		高知 88 す 6126	H11. 1. 19	トヨタ	小ボ付積

※伊野分団（高知 800 さ 7889）については総務省消防庁貸与品

※表中赤枠内が伊野地区（重点推進地区）で活動にあたる

表 消防屯所一覧

方面隊	所属分団及び部・班		名称	位置
伊野方面隊	伊野第一分団、伊野第二分団 及び伊野第三分団		伊野コミュニティ防災センター	いの町西町 1 番地
	枝川分団		枝川コミュニティ消防センター	いの町枝川 5725 番地 4
	南分団	八田部	八田コミュニティ消防センター	いの町八田 601 番地 1
		池ノ内部	池ノ内コミュニティ消防センター	いの町池ノ内 1027 番地 3
	川内分団	波川部	波川消防屯所	いの町波川 1736 番地 4
		大内部	大内消防屯所	いの町大内 809 番地 1
	神谷分団	加田部	加田コミュニティ消防センター	いの町加田 304 番地
		保木部	神谷コミュニティ消防センター	いの町神谷 740 番地 1
		鹿敷部	鹿敷コミュニティ消防センター	いの町鹿敷 367 番地 1
	三瀬分団	勝賀瀬部	勝賀瀬消防屯所	いの町勝賀瀬 3404 番地
		柳瀬部	柳瀬消防屯所	いの町柳瀬 385 番地
		出来地部	出来地消防屯所	いの町柳瀬上分 448 番地 1

表 消防署車両配備状況（出典：消防年報 H27 年度版）

区分 所属・呼称		種別	車名	年式	ポンプ		備考
					製作所	級別	
消防署	消防本部	消防 11	指令車	トヨタ	H23		
		消防 15	広報車	ニッサン	H6		緊急車仕様
		消防 16	広報車	ニッサン	H14		
	消防署	消防 12	ポンプ車	トヨタ	H22	日機	A-2
		消防 13	水槽付ポンプ車	ヒノ	H7	小川	A-1
		消防 14	救助工作車	ヒノ	H10		II 型
		救急 1	救急車（高規格）	ニッサン	H26		4WD
		救急 11	患者搬送車	スズキ	H17		軽自動車
		救急 12	救急車（高規格）	ニッサン	H13		予備車
			ボートトレーラー	ソレックス	H16		消防 11, 12 牽引
	吾北分署	消防 31	指令車	トヨタ	H18		4WD
		消防 32	水槽付ポンプ車	イスズ	H11	ヨシタニ	A-2
		救急 3	救急車（高規格）	トヨタ	H18		4WD
	日高分署	消防 21	指令車	ニッサン	H25		
		消防 22	水槽付ポンプ車	ヒノ	H14	イチハラ	A-2
		救急 2	救急車（高規格）	トヨタ	H15		

※表中赤枠内が伊野地区（重点推進地区）で活動にあたる

2.4 消防水利（防火水槽）

伊野地区（重点推進地区）には、20 基の防火水槽（学校のプール含む）があります。なお、40m³クラスの防火水槽では、消防団に配備しているポンプ車で1分間に1,000 リットル放水した場合、約 40 分間放水することが可能です。

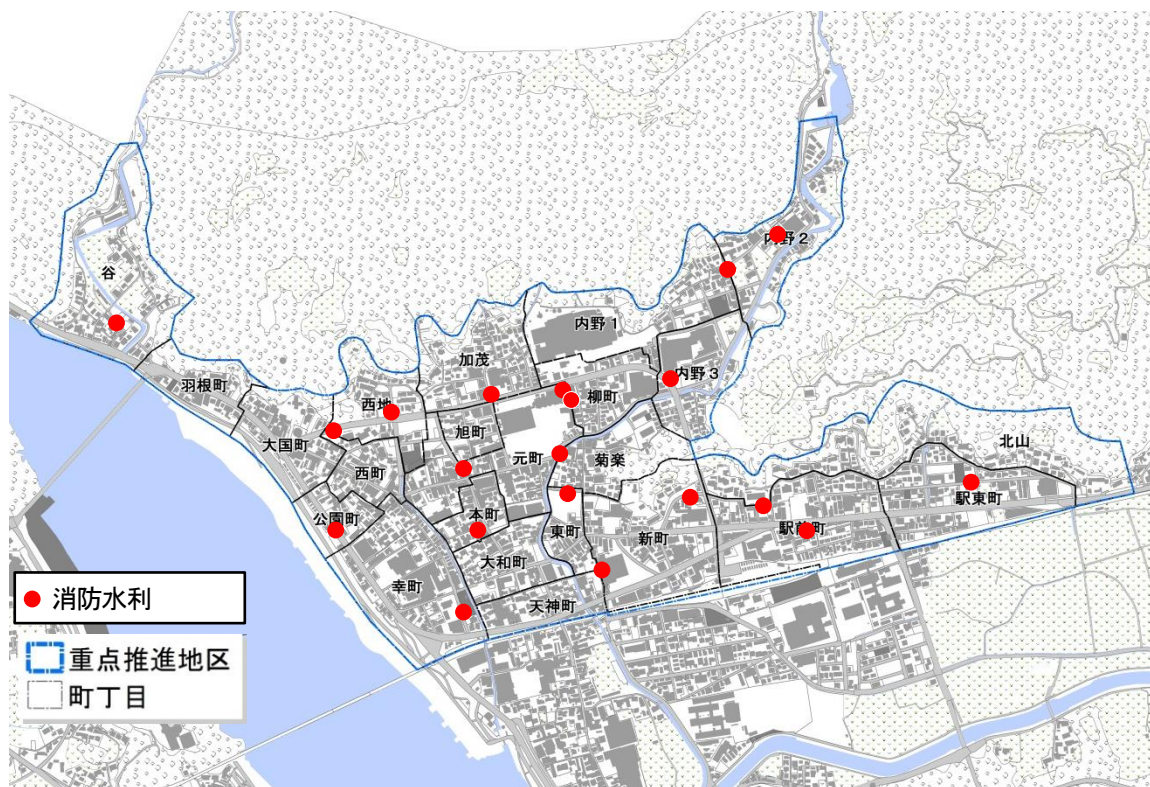


図 伊野地区（重点推進地区）内の消防水利位置

2.5 自主防災組織

いの町では、現時点（H29. 2）で 126 の組織が結成されており、その組織率は 99. 0%となっています。旧伊野町には、73 の組織があり、組織率は 98. 8%となっています。この結成率は、全国（組織率 80% H26. 4. 1 時点）、高知県全体（組織率 93. 3% H28. 4. 1 時点）と比較しても非常に高い値となっています。

表 いの町における自主防災組織の現状

	自主防災組織加入 加入地区人口	自主防災組織加入 地区世帯数	自主防災組織数・地区数		組織率	参考	
			地区数	組織数		人口全体	世帯全体
いの町全体	23, 415	10, 568	195	126	98. 99%	23, 627	10, 676
伊野	20, 551	9, 074	133	73	98. 82%	20, 763	9, 182
吾北	2, 368	1, 196	48	43	100. 00%	2, 368	1, 196
本川	496	298	14	10	100. 00%	496	298

H29. 2. 1 現在

また、伊野地区（重点推進地区）内には、12区（柳町）以外の地区で組織が結成されており、計23地区、22組織があります。

重点推進地区内の組織率は、現時点（H29.2）で96.4%となっており、いの町全体でみると組織率は低くなっています。

表 伊野地区（重点推進地区）

組織名	行政区	結成年月日	人数	世帯
1区（谷）地区自主防災会	1区（谷）	H25.4.13	216	102
いの町2区自主防災会	2区（羽根町）	H26.4.1	67	31
大国町自主防災会	3区（大国町）	H21.2.12	99	44
西町（4-1）地区自主防災会	4区－1（西町）	H26.3.17	74	37
西地4区-2自主防災会	4区－2（西地）	H23.3.31	183	77
公園町自主防災会	5区（公園町）	H19.10.4	88	45
幸町自主防災会	6区（幸町）	H19.2.24	164	74
元町町内会自主防災会	7区（元町）	H27.6.19	202	93
旭町自主防災会	8区（旭町）	H22.1.15	86	47
本町大和町自主防災会	9区（本町）	H19.7.1	97	52
	10区（大和町）	H19.7.1	98	49
加茂地区自主防災組織	11区（加茂）	H24.4.20	177	79
未結成	12区（柳町）		113	55
いの町13区－1地区自主防災会	13区－1（内野）	H20.6.23	117	61
内野13区-2自主防災会	13区－2（内野）	H25.7.8	212	102
内野13区-3地区自主防災会	13区－3（内野）	H26.7.1	120	57
菊楽町内会自主防災組織	14区（菊楽）	H23.6.1	123	57
15区（東町）自主防災組織	15区（東町）	H26.2.18	59	28
新町自主防災会	16区（新町）	H22.11.1	201	84
17区自主防災会	17区（天神1）	H27.10.13	73	40
北山自主防災会	22区（北山）	H22.5.10	230	100
いの駅前261-1自主防災会	26区－1（駅前町）	H19.9.20	160	72
いの町駅前自主防災会	26区－2（駅前町）	H20.4.26	119	52
駅前町自主防災会	27区（駅前町）	H22.4.21	215	90
重点推進地区全体			3,293	1,528
自主防災加入地区合計			3,180	1,473

H29.2.1時点

第3章 重点推進地区の特性

地域の地震火災に対する危険性は、以下に示す4つの環境が人命を左右するとされています。

- ① 出火しやすい環境・・・強い揺れが想定されている地区
- ② 延焼しやすい環境・・・建物が密集しており、木造の建物が多い地区
- ③ 消火しにくい環境・・・地震時に有効な消防水利が無い地区
- ④ 避難しにくい環境・・・道路の隣接建物が倒壊しやすく、道路幅が狭い地区

高知県では、このような地震に対する環境を評価するため、以下のような図を作成しています。

- ・延焼しやすい環境の評価：延焼シミュレーション結果図
- ・消火しにくい環境の評価：道路閉塞率図、消防水利到達率図
- ・避難しにくい環境の評価：避難場所到達率図

本章では、このような高知県の評価結果を踏まえ、伊野地区（重点推進地区）の地震火災に対する特性を整理しています。

3.1 出火の危険性

3.1.1 想定される震度分布

高知県が公表した「【高知県版第2弾】南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測」（平成24年12月）によると、L2地震（※）が発生した場合の伊野地区（重点推進地区）の震度分布は以下のとおりとなっています。

伊野地区（重点推進地区）では、震度7～震度6弱程度の揺れが想定されています。

※南海トラフ地震において、100 年～150 年の周期で発生する地震・津波を L1（レベル 1）というのに対して、発生頻度は低いですが、発生しうる最大クラスの地震・津波を L2（レベル 2）といいます。

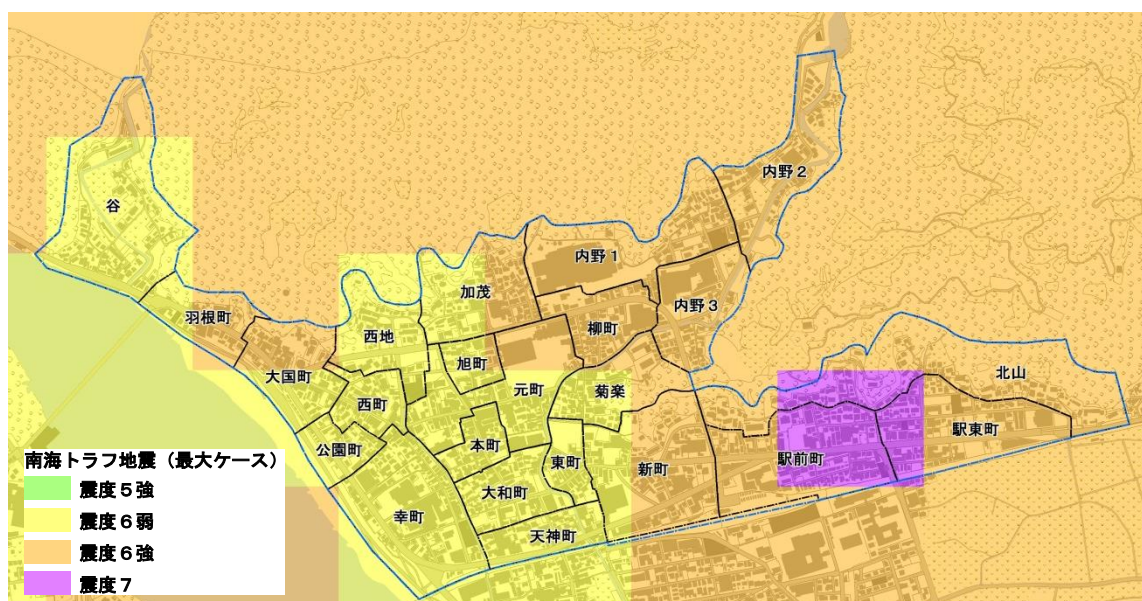


図 南海トラフ地震（最大ケース）が発生した場合の震度分布

建物は、震度が大きいほど被害が大きくなることが知られています。この震度と建物被害の関係を示したものが、以下の図になります。

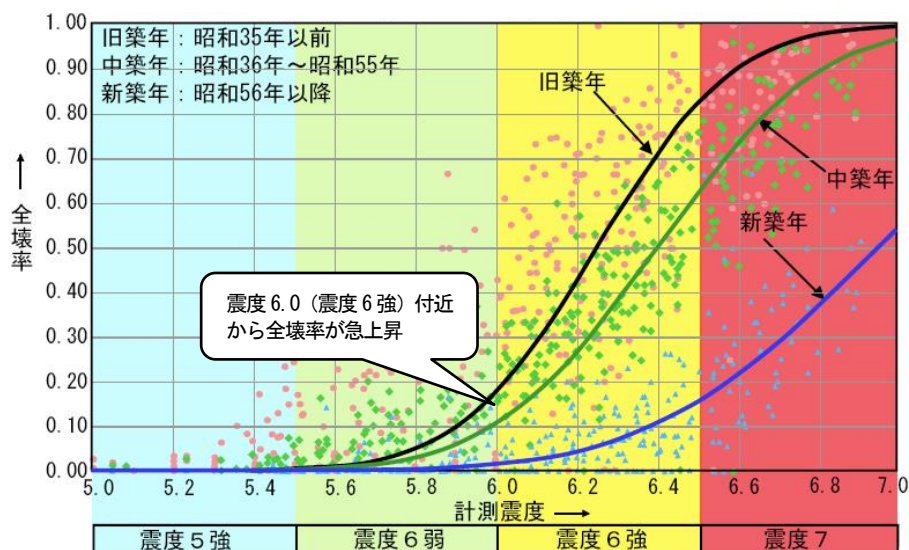


図 震度と建物被害の関係（計測震度—全壊率）

（出典：東南海・南海地震防災対策に関する調査報告書（内閣府））

この図は、阪神・淡路大震災で建物がどのように全壊したのかを、横軸に「計測震度」、縦軸に「全壊率（％）」をとって示したグラフです。震度6強付近から、旧築年と中築年では全壊率が急上昇しています。伊野地区（重点推進地区）では、震度7～震度6弱程度が想定されていることから、旧築年の家屋を中心に家屋の倒壊が想定されます。

3.1.2 地震被害想定

高知県は、平成25年5月に「【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定」を公表しています。

以下に、最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合の被害想定を示します。

いの町に最も大きな被害をもたらすのは、「地震動：陸側ケース④、時間：冬18時」のケースの地震が発生した場合で、いの町全体での建物全壊棟数は2,200棟、そのうち、地震火災によるものは150棟と想定されています。

表 南海トラフ地震発生時の被害想定

項目	条件・定義	高知県		いの町	
		全壊棟数	死者数	全壊棟数	死者数
液状化による被害		1,100棟	—	40棟	—
揺れによる被害		80,000棟	5,200人	1,900棟	130人
急傾斜地崩壊による被害		710棟	110人	50棟	10人
津波による被害		66,000棟	36,000人	—	—
地震火災による被害	冬深夜	5,500棟	500人	110棟	若干数
	夏12時	6,800棟	580人	80棟	若干数
	冬18時	12,000棟	1,100人	150棟	若干数
建物全壊棟数最大	冬深夜	153,000棟	41,000人	2,100棟	140人
	冬18時	159,000棟	42,000人	2,200棟	140人

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

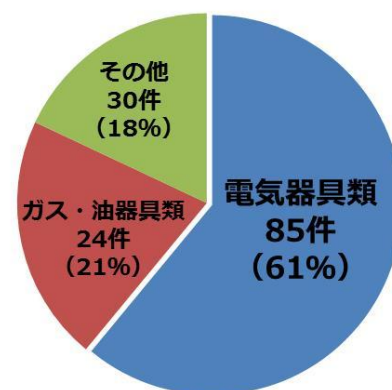
3.1.3 地震火災の主な出火原因

阪神・淡路大震災と東日本大震災における火災で、主な出火原因を特定できた火災のうち、最も多かった出火原因は、「電気器具類や配線に関する火災」（阪神・淡路大震災約 61%、東日本大震災約 71%）でした。

この火災は、地震の強い揺れによる建物の倒壊や、家具・家電が転倒、散乱する状況の中で、電気ストーブや照明器具が可燃物と接触してしまうことが出火の原因となり発生したのです。

そのため、このような出火は、揺れが大きくなるほど危険性が高まるといえます。

伊野地区（重点推進地区）では、想定最大震度7の非常に大きな揺れが想定されているため、地震による出火の危険性は高い地域であるといえます。



発火源別出火状況
(出典：地震時における出火防止対策のあり方に関する調査検討報告書より編集)

表 電気器具類からの出火原因

器具の破壊・破損による 直接発火	通電状態等による 発熱・発火	再送電時による 発熱・発火
○電気スタンド・電気コンロ等器具が可燃物に触れて発火 ○ショート・スパークによる発熱	○スパークによる発熱・発火	○器具破損状態で再送電する事により発熱・発火

3.2 延焼の危険性

3.2.1 延焼シミュレーション

高知県では、設定した重点推進地区に対して、延焼の危険性を把握することなどを目的に火災シミュレーションを実施しています。高知県が行った伊野地区（重点推進地区）の火災延焼シミュレーションは、以下の条件で実施されています。

表 火災延焼シミュレーションの条件

建物		重点推進地区の全ての建物について、様々な資料や調査から建物構造を推計し、モデルを作成	
出火点		1点（一つの建物）からの出火	
気象	風向き	夏：南東	冬：西
	風速	夏：6m/s	冬：7m/s
消防活動		延焼中は、消防による消火活動は行われない	

※各条件における火災延焼シミュレーションの設定条件や結果については、資料編「火災延焼シミュレーション結果」をご参照ください。

3.2.2 重点推進地区の延焼の危険性

伊野地区（重点推進地区）における火災延焼シミュレーションの結果を以下に示します。なお、この延焼シミュレーションは、延焼中に消火活動が実施できないことを前提として計算されています。

このシミュレーション結果を見ると、一つの出火点から広範囲に延焼が進行していることがわかります。この延焼範囲内にある建物を着火時間別に集計すると、3 時間以内に合計 226 棟の建物に延焼が及ぶ結果となっています。

このように延焼が広範囲に及ぶ原因として、伊野地区（重点推進地区）は、建物が密集していることにくわえ、木造の建物が多いことなどが考えられます。

このことから、伊野地区（重点推進地区）は、延焼の危険性が高い地域であるといえます。

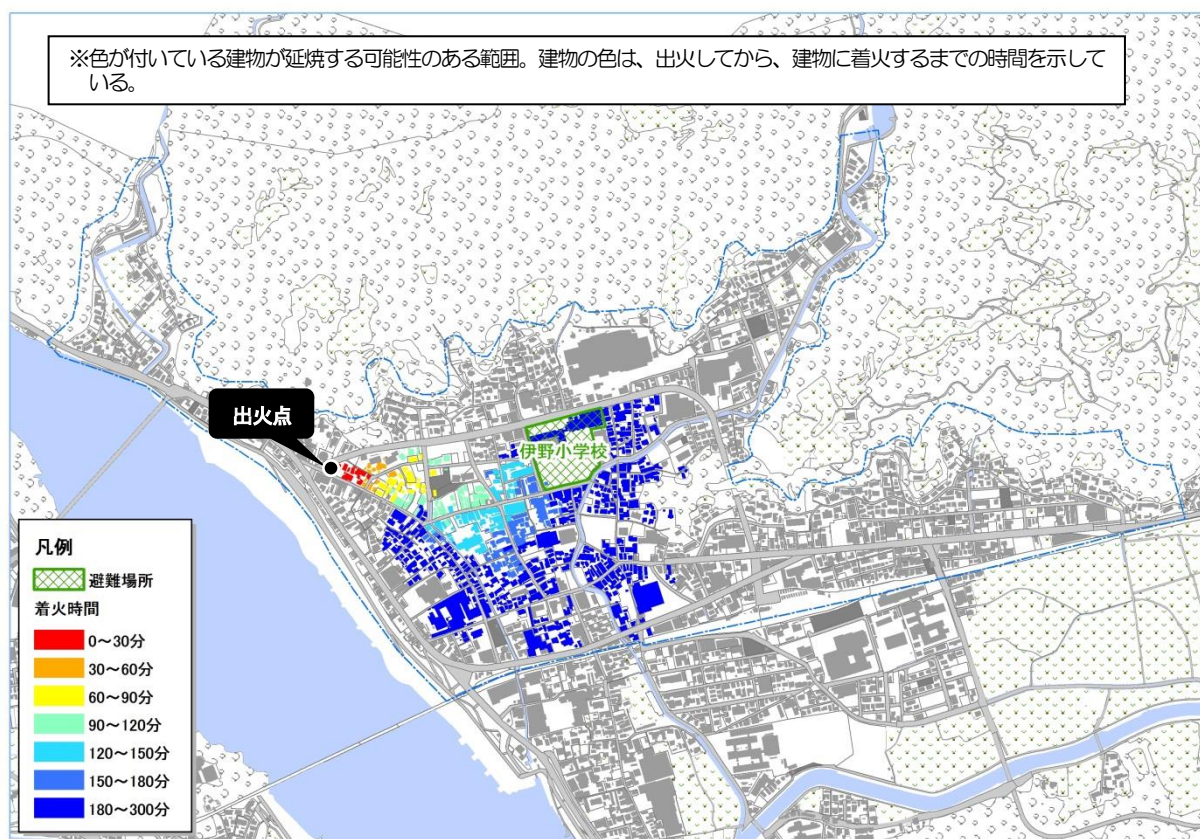


図 延焼シミュレーション結果（風向き：西、風速：7m/s）

表 延焼範囲内の建物棟数（風向き：西、風速：7m/s）

建物に着火する時間	建物数
30 分以内	13
1 時間以内	19
2 時間以内	64
3 時間以内	130
計	226

3.3 道路閉塞の危険性

大きな地震の際は、建物倒壊などによって、道路が閉塞する可能性があります。道路が閉塞した場合、消防車両の通行が困難となったり、避難場所への移動の妨げとなるなど、消火活動や避難行動に大きな影響を及ぼします。

このような道路閉塞の可能性について評価されたものが、以下の道路閉塞率図です。この道路閉塞率図は、伊野地区（重点推進地区）の幅員4m以上の道路が評価対象となっています。



図 道路閉塞率

この結果を見ると、全ての道路が道路閉塞率が低いと評価されていることから、建物倒壊による伊野地区（重点推進地区）の4m以上の道路は、閉塞する可能性が低いといえます。ただし、4m未満の道路に関しては道路閉塞率の評価を行っていないため、伊野地区（重点推進地区）内すべての道路閉塞率が低いとはいえません。また、4m以上の道路であっても、建物倒壊以外にもブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒、道路自体が損傷するなどの要因で道路が閉塞することも考えられます。このことから、地震時には、広い道路であっても日常通りに通行できない可能性があることには注意が必要になります。

3.4 消防活動の困難性

出火が発生した場合、延焼を防止するためには、迅速かつ効率的に消火活動を実施する必要があります。消火活動を行う際には、消火をおこなうための水（消防水利）を確保することが重要です。この消防水利について評価したものが、以下に示す消防水利到達率図になります。

この図は、地震時の道路閉塞を考慮した上で、防火水槽等の消防水利が使用することのできる可能性を評価したものです。

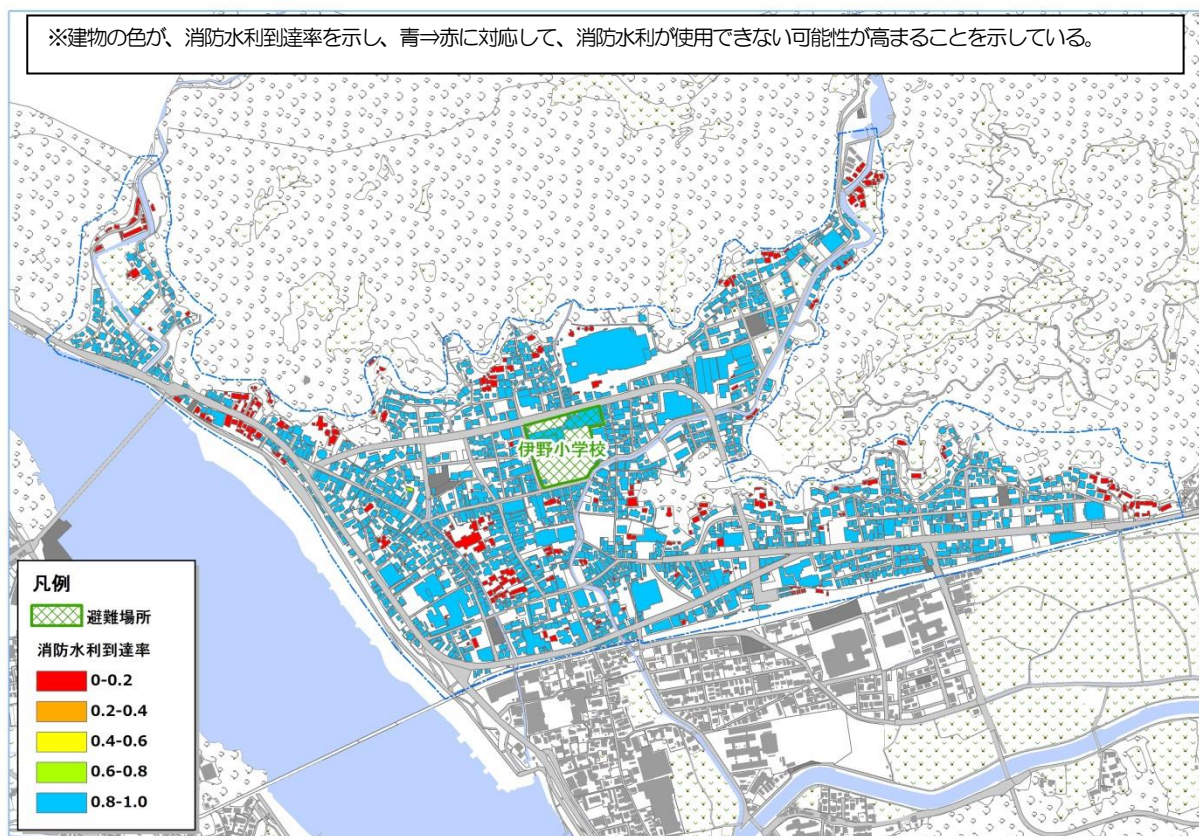


図 消防水利到達率

この評価結果を見ると、伊野地区（重点推進地区）全体として概ね消防水利到達率は高いと評価されていることが分かります。このことから、伊野地区（重点推進地区）は、地震時でも消防水利施設を有効に活用することが可能な地域であるといえます。

ただし、消防水利施設から離れている建物や広い道路に面していない建物など一部の場所で消防水利到達率が低い地域があります。

また、地震の揺れにより防火水槽が損壊し、使用できない可能性があることに注意が必要です。

3.5 避難の困難性

3.5.1 火災に対する安全な避難場所

大規模火災からの避難を考えると、火の届かない場所に避難するだけでなく、火炎から一定の距離以上の場所まで離れる必要があります。理由は、火災時には、遠赤外線熱線により直接伝わる「輻射熱」や「熱気流（熱い空気の流れ）」による温度上昇などが発生するためです。そのため、火災から避難する場合には、火炎から十分遠ざかることのできる場所が必要です。

伊野地区（重点推進地区）では、大きなグラウンドがある伊野小学校が、このような条件を満たす大規模火災時の避難場所として評価されています。

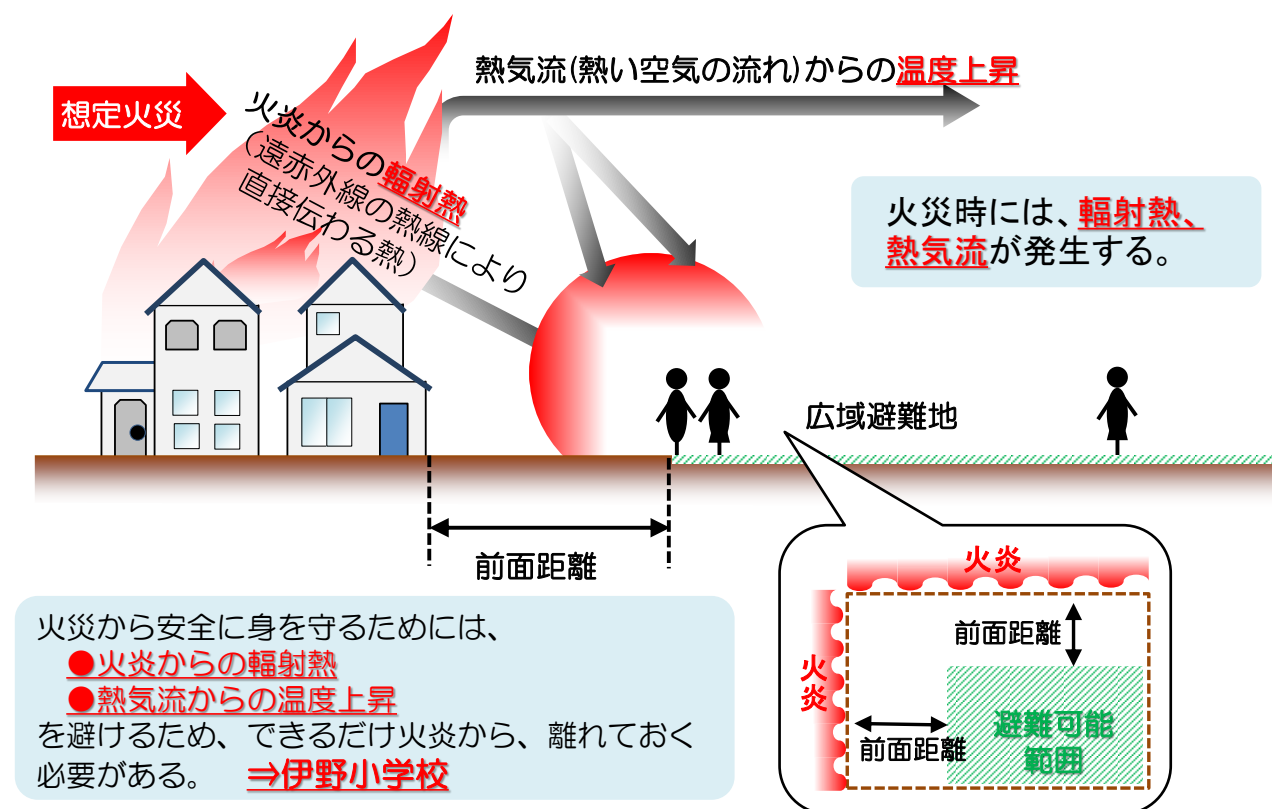


図 火災時の熱の伝わり方と避難場所の考え方

安全な避難場所について

重点推進地区内では、火災からの避難の安全性を確保した施設は、数値上、伊野小学校のみとなります。火災からの避難については、津波や土砂災害、河川氾濫と異なり、ある程度時間的余裕はあります。そのため、地区外への避難も想定されますが、最も近い計算上安全な避難場所は、伊野中学校となります。火災の発生場所や延焼の方向により状況は変わりますが、伊野小学校と伊野中学校を重点推進地区の避難場所として設定します。ただ、緊急時に避難場所へ移動することが困難な時などは、出来るだけ広いスペースのあるところ（周囲に建物がない場所）へ逃げるのが重要です。例えば、周囲の田畑や仁淀川堤防など2次的な避難も考えて安全を確保することが重要です。

3.5.2 避難場所到達率

地震時は、道路が閉塞する可能性などがあるため、日常どおりに安全な避難場所へ避難することができるとは限りません。「3.3.道路閉塞の危険性」で記載したとおり、地震時には様々な要因によって、日常どおりに通行できなくなる可能性があります。

このような地震時の道路閉塞を考慮した上で、避難場所（伊野小学校）まで、避難することのできる可能性を評価したものが、以下の避難場所到達率図になります。



図 避難場所到達率

この結果を見ると、伊野地区（重点推進地区）全体として概ね避難場所到達率は高いと評価されています。このことから、地震火災時にも適切な避難を行えば、伊野小学校への避難は可能だといえます。

ただし、「3.3 道路閉塞の危険性」にも記載した通り、建物倒壊以外にもブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒、道路自体が損傷するなどの要因で道路が閉塞することもあることから、日常通りに避難できない可能性があることには注意が必要になります。

第4章 アンケート及びワークショップによる意見聴取

この計画では、重点推進地区の住民の方々の意見を反映するため、アンケート調査やワークショップを実施しています。実施した内容及び目的は以下のとおりです。

表 住民の方々からの意見聴取

形式	調査名等	目的	対象者等	実施時期
アンケート	全世帯 アンケート調査	☐ 個人の地震火災に対する課題や要望の聴取 ☐ アンケートを通じた地震火災の啓発	全世帯	H28. 8
	ワークショップ後 アンケート調査	☐ 地域での地震火災に対する課題や要望の聴取 ☐ アンケートを通じた地震火災の啓発	地域の 代表者	H28. 9. 27
ワークショップ	第1回 ワークショップ	☐ 個人・地域・行政が行う地震火災に対する課題 や要望の聴取 ☐ ワークショップを通じた地震火災の啓発	地域の 代表者	H28. 9. 27
	第2回 ワークショップ	☐ 地震火災対策の優先度の聴取 ☐ ワークショップを通じた地震火災の啓発	地域の 代表者	H28. 12. 5

[illegible]

第1章 ウェブマーケティングの基礎知識	お名前(姓・名)
【第1章】ウェブマーケティングの基礎知識について、お答えください。 【設問】「ウェブマーケティングの基礎知識」について、お答えください。	
【設問】「ウェブマーケティングの基礎知識」について、お答えください。 【設問】「ウェブマーケティングの基礎知識」について、お答えください。	
【設問】「ウェブマーケティングの基礎知識」について、お答えください。 【設問】「ウェブマーケティングの基礎知識」について、お答えください。	
【設問】「ウェブマーケティングの基礎知識」について、お答えください。 【設問】「ウェブマーケティングの基礎知識」について、お答えください。	
【設問】「ウェブマーケティングの基礎知識」について、お答えください。 【設問】「ウェブマーケティングの基礎知識」について、お答えください。	
【設問】「ウェブマーケティングの基礎知識」について、お答えください。 【設問】「ウェブマーケティングの基礎知識」について、お答えください。	

[illegible]

問4 西谷氏は、お茶屋の経営者である「お茶屋の主人」に就任しています。着てはまると思ふもの(1)の空
うしろの(2)に当てはめてください。

- 1. 俗っぽい・下品でつまらない
- 2. 一般の俗衆として登場している
- 3. 参事ではない

問5 西谷氏は、お茶屋の経営者としての経験が浅いためですが、着てはまると思ふもの(1)の空
うしろの(2)に当てはめてください。

- 1. 主眼が主役の経験・素直さには必ず着目する
- 2. 主眼が主役の経験・素直さと主役の個性に着目する
- 3. 主眼が主役の経験・素直さと主役の個性に着目する(第1回以降)
- 4. 主眼が主役の経験・素直さと主役の個性に着目しない(第1回以降)

問6 西谷氏が著者であるという点に著者の感情はどのように表れているか、着てはまると思ふもの(1)の空
うしろの(2)に当てはめてください。

- 1. 著者の感情が表れていない(一般の読者が感じている)
- 2. どのようか表れているかわかりにくい
- 3. 著者の感情が表れている
- 4. 著者の感情が著者の個性に着目している
- 5. 著者に表れている感情が正しいと思う

問7 西谷氏はお茶屋の経営者で、雇い主である主人を雇っています。着てはまると思ふもの(1)の空
うしろの(2)に当てはめてください。

- 1. 著者が著者である
- 2. 著者が著者である
- 3. 著者が著者である
- 4. 著者が著者である
- 5. 著者が著者である



- ☐ 消火器を自宅に2本以上保有する
- ☒ 各家庭の消火器の取り付け
- ☐ いざという時に地域内に防災拠点
- ☐ ポンプ増設（放水用）
- ☒ 火災報知器の設置

全世帯アンケート調査資料

ワークショップ後
アンケート調査資料

第1回、第2回
ワークショップ開催状況

図 調査資料とワークショップ開催状況

※ワークショップで使用了資料等については、資料編「ワークショップ資料」に記載していますので、ご参照ください。

4.1 全世帯アンケート調査結果

アンケート調査は、伊野地区にお住まいの 1,415 世帯を対象に行い、379 票の回答を得ました。（有効回収率 26.8 %）

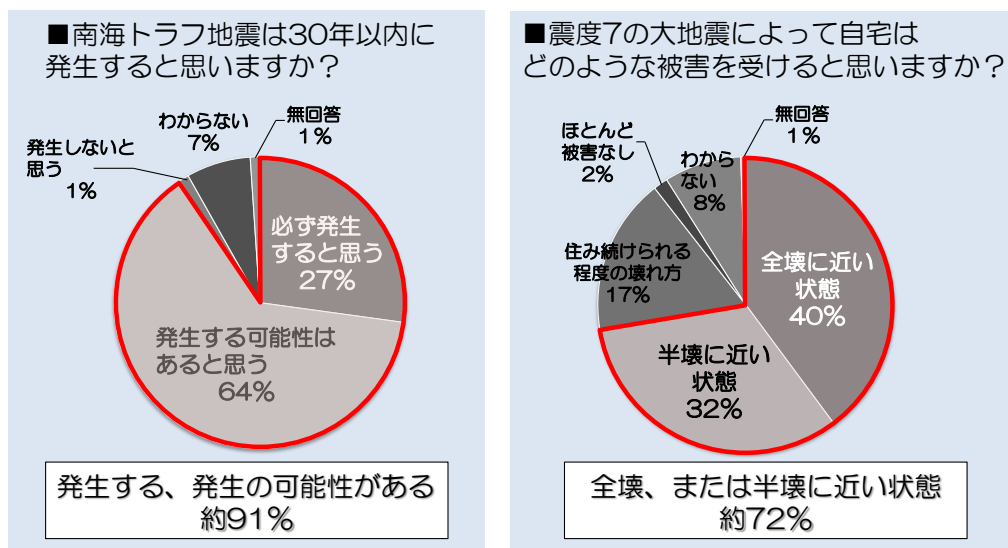
表 全世帯アンケート調査の概要

アンケート対象	伊野地区（重点推進地区）の 1,415 世帯	
調査実施期間	平成 28 年 8 月 8 日～8 月 29 日	
実施方法	郵送による発送、回収	
質問内容	地震の危険度の認識 地震火災に関する意識 地震火災時の避難 出火原因とブレーカー 地震や火災への備え 自主防災に関する取組状況や認知度 など	
回収状況	配布数	1,415 票
	有効回収数	379 票
	有効回収率	26.8%

全世帯アンケート調査結果の概要は、次頁以降のとおりとなっています。

①地震発生と地震による被害の認識

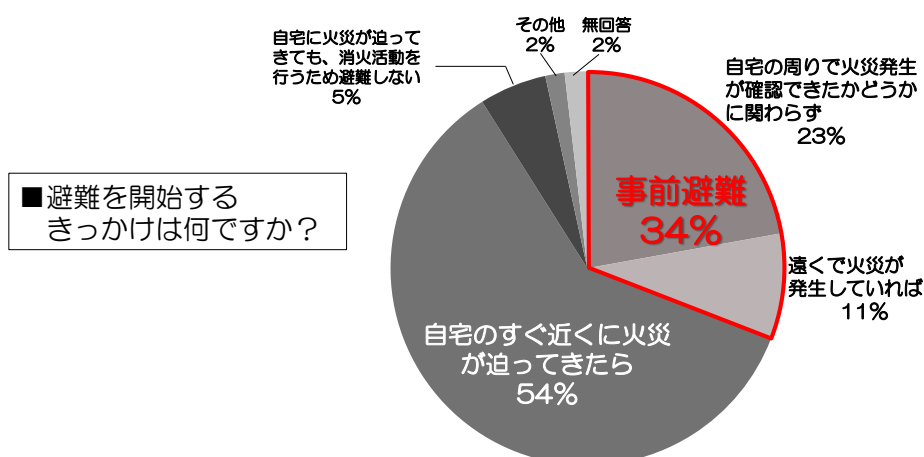
住民の 91%の方が、今後 30 年以内に南海トラフ地震が発生すると考えており、72%の方が、全壊・半壊程度の被害が発生するのではないかと考えている。



南海トラフ地震の危険度の認識は非常に高い

②地震火災に対する避難の認識・課題

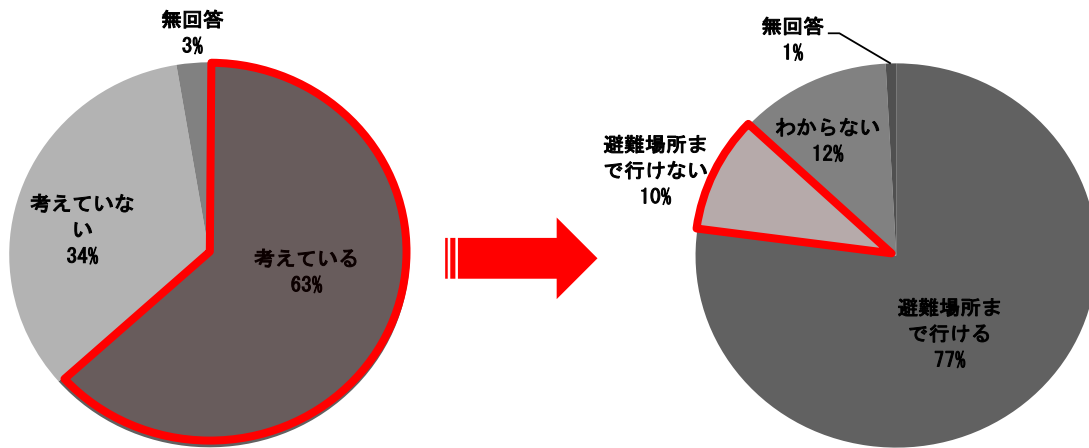
自宅に火災が迫るまで避難しない人は54%である。また、避難経路を考えている人のうち、10%は、状況によっては避難場所まで行けないと感じている。その理由は、家屋やブロック塀の倒壊による避難経路の閉塞であると考えられている。



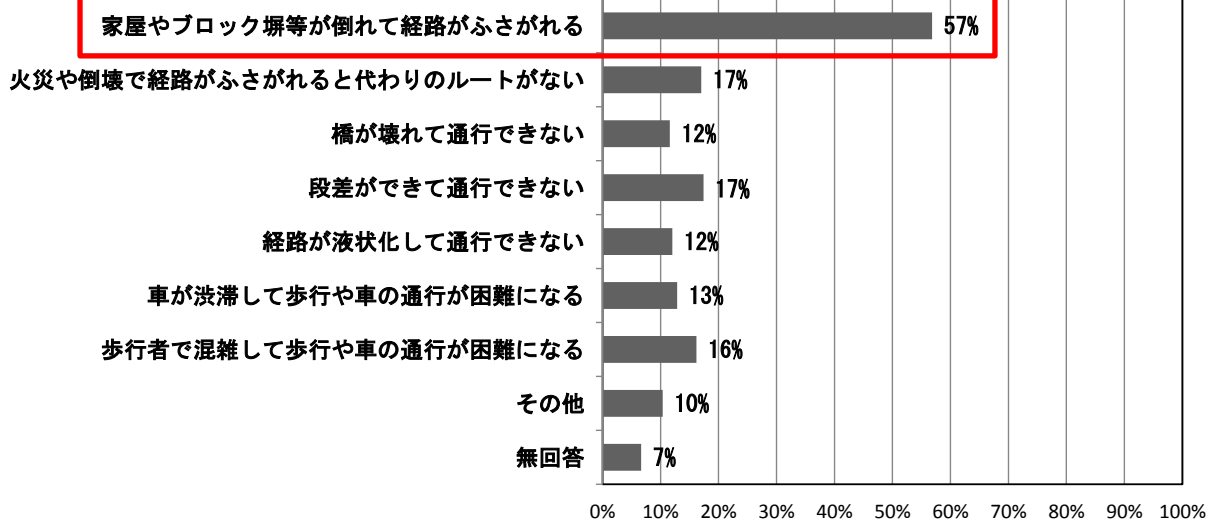
- ・ 事前に避難を開始する人は約34%と少ない
- ・ 自宅に火災が迫るまで避難を開始しない人は約半数

■自宅から避難場所へ逃げる経路を日頃から考えていますか？

「考えている」と答えた方は、避難場所まで行けると思いますか？



■避難場所へ逃げる経路を考えている方が危険と思うものは？

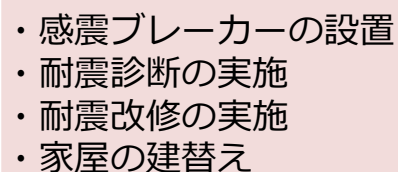


③個人が行う地震火災対策の実施状況と効果が高いと思われる地震火災対策

既に実施している主な対策は、設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置や安全装置付器具の使用等となっている。一方、地震火災に対して効果が高いと思われる対策は、感震ブレーカー・消火器の設置、家具の転倒防止等となっている。

この「既に実施している対策」と「効果が高いと思う対策」を比較すると、効果が高いと思う対策ほど取り組まれる傾向である。ただし、「感震ブレーカーの設置」、「耐震改修の実施」、「家具の転倒防止」は、効果が高いと思われる割合ほどは、取り組まれてはいない。

※下の図は、現在既に「実施している対策」を横軸に、「効果が高いと思う対策」を縦軸に表現したもの



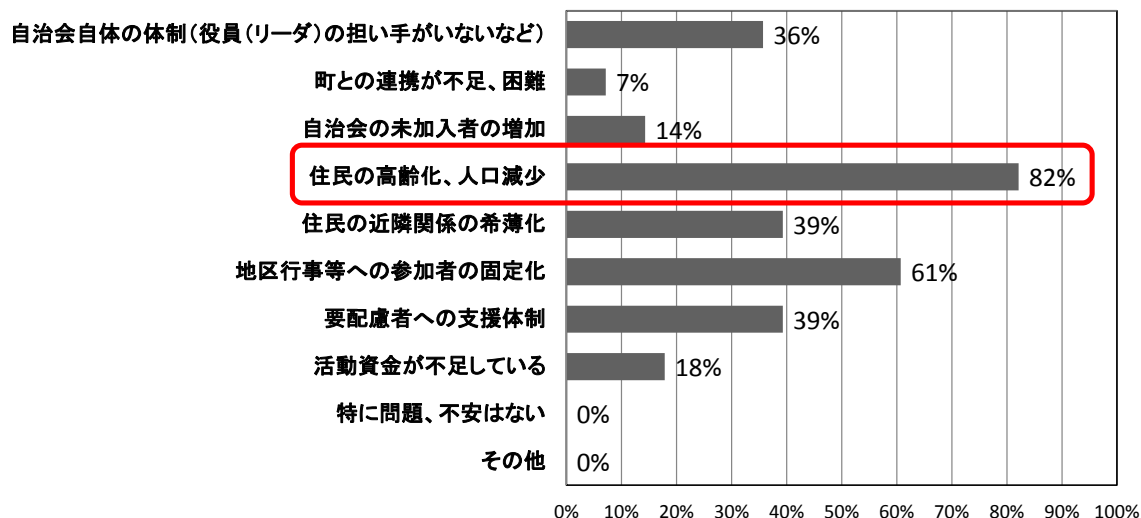
4.2 ワークショップ後アンケート調査

ワークショップ後アンケート調査は、第1回ワークショップ参加者を対象として実施しています。
主な調査結果は以下のとおりです。

①地域における地震火災防災対策を進める上での課題・問題点

82%の人が、「住民の高齢化、人口減少」が防災対策上の問題点、不安と感じている。

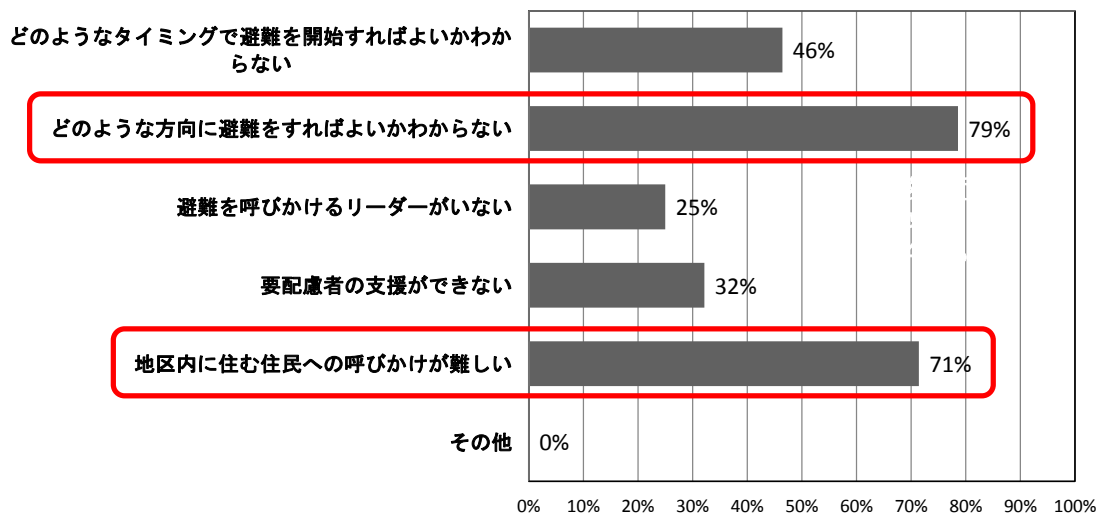
■あなたのお住まいの自治会や防災会で、特に問題、不安だと思われることは？



②地域における地震火災からの避難の課題・問題点

地震火災からの避難に対しては、どの方向に避難すればよいか不安を感じている人が多く、また、避難の際の住民への呼びかけが課題として認識されている。

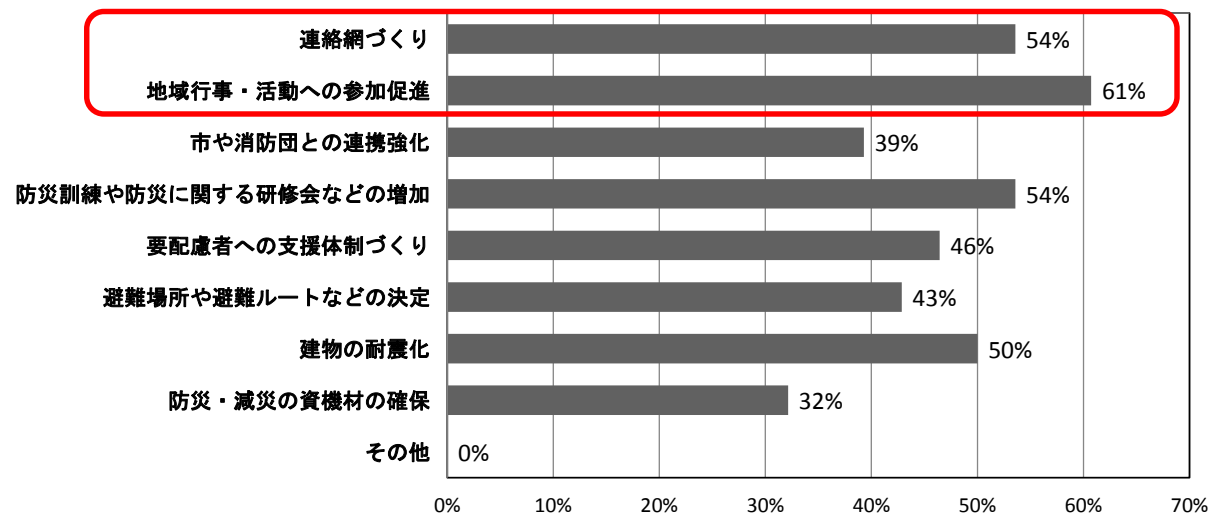
■避難をする場合に、問題・不安であることはどのようなことか？



③地域に今後必要な防災・減災活動

高齢化問題を踏まえた、連絡網づくり、地域行事・活動への参加促進を強化する方策が今後必要と考えられている。

■あなたの住む自治会で、今後必要な防災・減災活動は何だと思いますか？



4.3 ワークショップの意見等

ワークショップは、計2回実施し、多くの方に参加頂きました。このワークショップでは、グループ討議を実施しており、住民の方々から数多くの意見を頂いています。

第1回ワークショップ、第2回ワークショップの内容を次頁以降に示します。

表 第1回ワークショップの実施要領

第1回ワークショップ 日時：2016年9月27日 18:00～20:00 場所：いのホール	
プログラム	
1. 開会あいさつ	・開会あいさつ ・ワークショップの主旨、目的、全体スケジュール
2. 地震火災とは	地震火災とは ・地震火災とは ・過去の地震火災 ・高知県内の過去の地震火災 ・地震火災の主な発生要因 ・消防署、消防団の限界 ・初期消火の重要性 伊野地区の地震火災の特性について ・南海トラフ地震による被害想定 ・伊野地区の地震火災特性（延焼、消火、避難） ・住民アンケート（地震火災に対する意識）
3. グループ討議の進め方	・作業方法の説明 ・自己紹介
4. グループ討議	討議①・・・模造紙にとりまとめ 出火防止・延焼防止に関する問題や対策を考える ・「自ら行う対策（自助）」、「地域で行う対策（共助）」、「行政が行う対策（公助）」 1) 出火を防止するための対策 2) 延焼を防止するための対策 討議②・・・大判図にとりまとめ 延焼シミュレーション結果（大判図）を用いて避難について考える 1) 安全な避難場所・避難ルートの検討（出火点等の違いによる避難ルート） 2) 地区内の危険箇所や消火栓、防火水槽の位置の確認 討議③・・・模造紙にとりまとめ 安全な避難に関する問題や対策を考える 1) 安全な避難場所 2) 避難ルートについて 3) 避難のタイミングについて 4) 要配慮者への対応について
5. 閉会あいさつ	・次回ワークショップ概要 ・今後の作業の進め方 ・閉会あいさつ
6. アンケートの記入	

表 第2回ワークショップの実施要領

第2回ワークショップ 日時：2016年12月5日 18:00～19:30 場所：いのホール プログラム	
1. 開会あいさつ	・開会あいさつ ・ワークショップの主旨、目的、全体スケジュール
2. アンケート調査結果	・アンケート結果（重点推進地区内全世帯に対するアンケート結果、第1回ワークショップ後のアンケート結果）
3. いの町地震火災対策計画（骨子案）	・地震火災対策計画（骨子案）の説明
4. ワークショップの作業の進め方	・作業方法の説明
5. グループ討議	討議・・・模造紙にとりまとめ 各グループの意見を踏まえて、出火防止・延焼防止に関する対策の優先度について考える ・「自ら行う対策（自助）」、「地域で行う対策（共助）」、「行政が行う対策（公助）」 1) 出火を防止するための対策 2) 延焼を防止するための対策
6. 発表	各グループの代表者が1班約3分程度で、考えた対策の優先度について発表する。
7. 閉会あいさつ	・今後について ・閉会あいさつ

第1回ワークショップでは、出火防止、延焼防止、安全な避難に関する地区別のグループ討議を行い、多くの意見を頂いています。

また、第2回ワークショップでは、第1回ワークショップで出された各対策の意見の優先度を地区別に検討し、その後、検討結果をグループ毎に発表して頂きました。

ワークショップでの主な意見等を次頁以降に示します。

①第1回ワークショップにおける出火防止対策に関する意見

問題点	○電気器具等に関するもの ☐ 冬場のこたつ、ストーブ等の使用。特に、独り暮らし老人の場合 ☐ 電気器具の電線切れ、ショート ☐ 石油ストーブ、ガスコンロ等の使用 ☐ プロパンガスを使用中に地震が起きたので、慌てていて、火を消し忘れた ○建物・家具等に関するもの ☐ 木造住宅が多い ☐ 家が倒れないようにしたい ☐ 家具の転倒防止 ☐ 家具の移動が困難 ☐ 高齢者であるため転倒防止器具を取り付けできない ☐ 家具の移動困難 ○ブレーカーに関するもの ☐ ブレーカーの位置、認識不足 ☐ ブレーカー設置場所にスムーズに入れない ☐ 感震ブレーカーを設置していない ○その他 ☐ 仏壇のローソクからの出火 ☐ 火災警報器の設置が少ない ☐ 火災時には自宅が工場なので燃えやすい物がある。管理が難しい ☐ オール電化が増えて、ガス使用の家庭のイメージが難しい
自ら行う対策 (自助)	○電気器具等に関するもの ☐ 暖房はエアコンにする ☐ 電源を引き抜く ☐ 常にストーブ、こたつの取扱いに気を配る ○石油・ガス等に関するもの ☐ ガス、検知器 (LP ガス) ☐ 火元を止める (ガスの元栓、電気・ブレーカー遮断、ストーブの消火) ○建物・家具等に関するもの ☐ 暖房器具等の付近には倒壊する家具を置かない。常に整理整頓しておく ○ブレーカーに関するもの ☐ 感震ブレーカーの設置 ☐ 地震発生後、ブレーカーの点検 ○その他 ☐ 灯油、屋外に置く
地域で行う対策 (共助)	○地域の連携強化に関するもの ☐ 普段からの地域とのつながり。近所付き合い ☐ 情報の共有 (防災器具の場所など) ○訓練等に関するもの ☐ 防災訓練や防災学習会を定期的 to 実施する ☐ 地域の防災器具の使い方に慣れておく ○要配慮者に関するもの ☐ 地域で高齢者が火を使っている状況を事前に調べておいて出火を起こしにくいもの、状況を考えていく ☐ 避難困難者の把握 ○その他 ☐ 空き家が多くなっているため、その家の状況のチェック、対策 ☐ 消防団員の増強
行政が行う対策 (公助)	☐ 住民に対する防災学習会の実施 ☐ 感震ブレーカーの補助、広報、啓発 ☐ 自分の努力 (公的補助→拡充) ☐ 消火栓 BOX の設置

※同種・同類意見は集約して整理しています。

②第1回ワークショップにおける延焼防止対策に関する意見

問題点	○消火器等消防資機材に関するもの □消火器が家庭にない □消火器使用の知識がないと思う ○消防水利に関するもの □消火栓の設置場所を知らない □消防水利（防火水槽、自然水利）が少ない □水路のせき止め ○その他 □建物が密集している □空き家の解体（延焼防止） □古い空き家がある □延焼防止の知識がない □防ぎようがない □全てライフラインが止まってしまう □道路幅を広げる（現状狭い） □火災の延焼しやすい地形（北山地区方向へ昇っている）
自ら行う対策 （自助）	○消火器等消防資機材に関するもの □各家庭の消火器の取り付け ○消防水利に関するもの □風呂の残り水 □ポンプ増設（放水用） ○その他 □地域内に防災拠点 □火災警報器の設置
地域で行う対策 （共助）	○消火器等消防資機材に関するもの □消防用ホース類の設置 □消火器を地区内に設置 □消火器の設置状況をチェック □警報機の設置 ○訓練等に関するもの □多種多様の出火に対する地域防災学習会を実施する □初期消火の訓練（消火器。概ね1回） □パケツリレー、自主防の訓練に参加する ○消防水利に関するもの □自然水利の利用 ○その他 □燃えやすい物を取り除く □区長、班長に状況を知らせる（連絡網の確認）
行政が行う対策 （公助）	○ハード対策 □防火水槽の設置 □ホースの設置 □消火器の各戸配布 □消火栓 BOX の設置 □道路が狭く、延焼の危険 ○ソフト対策 □防災学習会（火災）を定期的実施する ※意識の高揚を図る □消火器の期限切れの交換の補助金 □電気、水道がシャットアウトした後、役場からの的確な情報の発信

※同種・同類意見は集約して整理しています。

③第1回ワークショップにおける安全な避難に関する意見

1) 避難場所について

問題点	☐ 地域によっては適切な避難場所がないところがある ☐ 長期に避難できる場所が少ない ☐ 避難所にガラス等があり、危険で避難出来ない ☐ 避難場所に収容しきれないケースが考えられる ☐ 避難場所の入口が狭い（南側） ☐ 防災倉庫が古い ☐ 避難経路上の田んぼが私有地である
自ら行う対策 （自助）	☐ 伊野小学校、仁淀川沿いの堤防を避難場所として利用する ☐ 避難場所の事前確認 ☐ 懐中ライトを用意する ☐ 家族内で避難場所の情報共有（白昼、仕事中とかどこに逃げるのか）
地域で行う対策 （共助）	☐ 非常食等、最低3日分の食料・生活用品 ☐ 避難所を確認しに行く人を決めておく ☐ 避難場所の周知と防災装備の充実
行政が行う対策 （公助）	☐ 避難場所の仕切りが欲しい ☐ 水の確保 ☐ 避難場所を複数箇所準備する ☐ 長期生活出来るようにして欲しい ☐ 役場庁舎の開放 ☐ いざというときに自分はどこに逃げればよいか知らない人のための情報周知

※同種・同類意見は集約して整理しています。

2) 避難ルートについて

問題点	☐ 避難通路が狭い ☐ 地区住民の一部しか避難ルートを把握していない ☐ 路上駐車がある ☐ ブロック塀が道をふさいでいることがある ☐ メインルートは安全だけど路地が危険 ☐ 電灯が少ない ☐ 東西に地区が長すぎて避難所まで行けない時がある ☐ 北山地区は避難路が少ない ☐ 指導者が少ない（伝達がうまくいかない）
自ら行う対策 （自助）	☐ 国道33号を避難路として使用する ☐ 家庭内で日頃から避難ルートを話し合っておく ☐ 懐中電灯を用意しておく ☐ 徒歩で避難する（車禁止） ☐ 北山地区は早く気付けば水田へ。間に合わなければ山方向へ逃げる
地域で行う対策 （共助）	☐ 地域の自主防災会による避難ルートを周知させるような訓練や学習会を行う ☐ 自家発電の電源（※手動確保） ☐ 通路に障害物があるルートの変更 ☐ 道路の安全状況の確認 ☐ 避難ルートマップの作成 ☐ 近くにホームセンターがあるので道具を利用出来るのではないかな
行政が行う対策 （公助）	☐ ハード対策 ☐ 停電対策（太陽光） ☐ 夜間時に堤防に上られる所に照明設置 ☐ ソフト対策 ☐ いの町広報誌に各地区の避難ルートを掲載する ☐ 塀の補強の補助を出す ☐ ブロック塀などや、倒壊家屋、耐震化の補助があることを周知

※同種・同類意見は集約して整理しています。

3) 避難のタイミングについて

問題点	☐ 昼間火災が発生すると、声をかける人がいない ☐ 避難のタイミングが分からない ☐ 各自の判断に任すしかない ☐ 情報がうまく伝わらない ☐ 防災無線が聞きとりにくい
自ら行う対策 (自助)	☐ 地震発生直後、一時、庭の広場で様子を見る ☐ 琴平山に登れる時は火災の状況を見る ☐ 積極的な声かけをする ☐ 地域住民への声かけ ☐ 防災用品の準備（リュックに入れておく）
地域で行う対策 (共助)	☐ 火災発生を確認したら声をとなり近所でかけあう
行政が行う対策 (公助)	☐ ハード対策 ☐ 防災無線の各宅への設置 ☐ 高齢者の方に屋外以外の無線を設置 ☐ ソフト対策 ☐ 防災無線でのアナウンス ☐ 町内放送感度（聞こえ具合、音割れ）の点検

※同種・同類意見は集約して整理しています。

4) 要配慮者について

問題点	☐ 誰が要配慮者かの把握が出来ていない ☐ お年寄りの様子うかがい。又、障害者等 ☐ 日頃から付き合いのうすい人がある ☐ 避難の為に必需品の確認 ☐ 声かけ（避難行為→車イス） ☐ 高齢者、車イスの人の避難 ☐ 要配慮者の安否確認に手間どるケース ☐ 介助等だれでもできない
地域で行う対策 (共助)	☐ 日頃の対応訓練を繰り返すしかない ☐ 車イス、担架を事前に準備する ☐ キャスターイスを使う ☐ 地域住民への声かけ ☐ 地区でいける人が助けに行く
行政が行う対策 (公助)	☐ ハード対策 ☐ 高齢者の方を避難させるのにリヤカー等運ぶ機器が望ましい ☐ ソフト対策 ☐ 要配慮者の把握

※同種・同類意見は集約して整理しています。

④第2回ワークショップにおける対策の優先度

	出火防止対策	延焼防止対策
自ら行う対策 (自助)	優先度：高 □火元を止める（ガスの元栓、電気・ブレーカー遮断、ストーブの消火）（4/6地区） □感震ブレーカーの設置（4/6地区） □灯油、屋外に置く（2/6地区） □暖房器具等の付近には倒壊する家具を置かない、常に整理整頓しておく（2/6地区） 優先度：低 □暖房はエアコンにする（4/6地区） □灯油、屋外に置く（2/6地区） □火元を止める（ガスの元栓、電気・ブレーカー遮断、ストーブの消火）（1/6地区）	優先度：高 □各家庭の消火器の取り付け（4/6地区） □火災報知器の設置（4/6地区） □風呂の残り水（1/6地区） □地域内に防災拠点（1/6地区） 優先度：低 □風呂の残り水（2/6地区） □ポンプ増設（放水用）（2/6地区）
地域で行う対策 (共助)	優先度：高 □普段からの地域とのつながり。近所付き合い（4/6地区） □防災訓練や防災学習会を定期的実施する（5/6地区） □空き家が多くなっている、その家の状況のチェック、対策（1/6地区） □避難困難者の把握（2/6地区） 優先度：低 □地域で高齢者が火を使っている状況を事前に調べておいて出火を起こしにくいもの、状況を考えていく（3/6地区） □空き家が多くなっている、その家の状況のチェック、対策（1/6地区） □消防団員の増強（1/6地区） □情報の共有（1/6地区）	優先度：高 □消火器を地区内に設置（1/6地区） □消防用ホース類の設置（1/6地区） □初期消火の訓練（消火器。概ね1回）（2/6地区） □多種多様の出火に対する地域防災学習会を実施する（1/6地区） □バケツリレー、自主防の訓練に参加する（1/6地区） □燃えやすい物を取り除く（2/6地区） □区長、班長に状況を知らせる（連絡網の確認）（1/6地区） 優先度：低 □自然水利の利用（1/6地区） □バケツリレー、自主防の訓練に参加する（1/6地区）
行政が行う対策 (公助)	優先度：高 □住民に対する防災学習会の実施（2/6地区） □感震ブレーカーの補助、広報、啓発（5/6地区） □自分の努力（公的補助→拡充）（2/6地区） 優先度：低 無し	優先度：高 □消火器の各戸配布（3/6地区） □消火栓BOXの設置（2/6地区） □防火水槽の設置（2/6地区） □ホースの設置（1/6地区） □防災学習会（火災）を定期的実施する ※意識の高揚を図る（1/6地区） 優先度：低 無し

※同種・同類意見は集約して整理しています。

4.4 意見聴取結果の計画への反映

4.1～4.3で住民の方々から聴取した意見は、その内容を取りまとめ、「第5章 地震火災の具体的な対策」に反映しています。聴取した意見と「第5章 地震火災の具体的な対策」への反映について整理すると以下のとおりとなります。

なお、聴取した意見によっては、現時点で計画への反映が未だ対応が不十分なものや、対応できていないものがあります。このような意見については、引き続き具体的な対策について検討を進め、適宜計画を見直していきます。

4.4.1 全世帯アンケート調査による意見聴取結果の反映

「効果が高いと思うが、あまり取り組まれていない対策」として挙げられた各対策は、以下のように反映しています。

表 全世帯アンケート調査による意見聴取結果の反映

アンケート調査において、 「効果が高いと思うが、あまり取り組まれていない対策」	本計画（第5章）の対応・関連項目
感震ブレーカーの設置	・感震ブレーカーの設置（個人）（P 35） ・感震ブレーカーの普及（行政）（P 36）
耐震改修の実施	・住宅の耐震化（個人）（P 38） ・住宅耐震化の促進（行政）（P 38）
耐震診断の実施	・住宅の耐震化（個人）（P 38） ・住宅耐震化の促進（行政）（P 38）

4.4.2 ワークショップ後アンケート調査による意見聴取結果の反映

地震火災対策を進める上で、地域の課題・問題点として挙げられた各意見は、以下のように反映しています。

表 ワークショップ後アンケート調査による意見聴取結果の反映

アンケート調査において、特に多かった課題・問題点	本計画（第5章）の対応・関連項目
高齢化および人口減少	・要配慮者への対応（個人・地域・行政） （P 50～P 51）
どの方向に避難すればよいかわからない・不安を感じている人が多い	・避難経路の安全性（個人・地域・行政） （P 48～P 49）
避難の際の住民への呼びかけが課題	・避難のタイミング（個人・地域・行政） （P 49～P 50）
地域の連絡網づくり	・避難のタイミング（個人・地域） （P 49）
地域行事・活動への参加促進	・防災訓練への参加（個人・地域・行政） 他多数

4.4.3 出火防止対策・延焼防止対策の意見聴取結果の反映

第1回・第2回ワークショップでの「出火防止対策・延焼防止対策として実施する優先度が高い」とされた各意見は、以下のように計画に反映しています。

表 出火防止対策・延焼防止対策の意見聴取結果の反映

対策	実施者	ワークショップ時意見内容	本計画（第5章）の対応・関連項目 ※対応・関連する項目が複数ある場合は代表的な項目を一つ記載
出火防止対策	個人	火元を止める（ガスの元栓、電気・ブレーカー遮断、ストーブの消火）	火の始末の実施（P 3 4）
		感震ブレーカーの設置	感震ブレーカーの設置（P 3 5）
		灯油、屋外に置く	可燃物の転倒・落下防止（P 3 5）
		暖房器具等の付近には倒壊する家具を置かない、常に整理整頓しておく	可燃物の転倒・落下防止（P 3 5）
	地域	普段からの地域とのつながり。近所付き合い	地域での声の掛け合いによる出火防止意識の向上（P 3 4）
		防災訓練や防災学習会を定期的に実施する	地域での声の掛け合いによる出火防止意識の向上（P 3 4）
		空き家が多くなっている、その家の状況のチェック、対策	通行障害を低減する取組（P 4 4）
		避難困難者の把握	要配慮者の把握等（P 5 1）
	行政	住民に対する防災学習会の実施	火の始末に対する啓発（P 3 4）
		感震ブレーカーの補助、広報、啓発	感震ブレーカーの普及（P 3 6）
		自分の努力（公的補助→拡充）	住宅耐震化の促進（P 3 8）
延焼防止対策	個人	各家庭の消火器の取り付け	消火器、消防水利の確保（P 4 2）
		火災警報器の設置	住宅用火災警報器の設置（P 4 2）
		風呂の残り水	消火器、消防水利の確保（P 4 2）
	地域	消火器を地区内に設置	消防資機材の充実（P 4 2）
		消防用ホース類の設置	消防資機材の充実（P 4 2）
		初期消火の訓練（消火器。概ね1回）	初期消火訓練の実施（P 4 2）
		多種多様な出火に対する地域防災学習会を実施する	初期消火訓練の実施（P 4 2）
		バケツリレー、自主防の訓練に参加する	初期消火訓練の実施（P 4 2）
		区長、班長に状況を知らせる（連絡網の確認）	地域での情報共有（P 4 2）
	行政	消火器の各戸配布	消防資機材の充実（P 4 2）
		消火栓 BOX の設置	消防資機材の充実（P 4 2）
		防火水槽の設置	耐震性防火水槽の整備（P 4 3）
		ホースの設置	消防水利の確保（P 4 3）
		防災学習会（火災）を定期的に実施し、意識の高揚を図る	実践的な消火訓練の実施（P 4 3）

※聴取した意見によっては、計画への反映が未だ対応が不十分なものや、対応できていないものがあります。このような意見については、引き続き具体的な対策について検討を進め、適宜計画を見直していきます。

4.4.4 安全な避難対策の意見聴取結果の反映

第1回ワークショップでの「安全な避難対策」の主な意見については、以下のように計画に反映しています。

表 安全な避難対策の意見聴取結果の反映

対策	分類	ワークショップ時意見内容	本計画（第5章）の対応・関連項目 ※対応・関連する項目が複数ある場合は代表的な項目 を一つ記載
安全な避難	避難場所	避難場所の事前確認	避難場所の確認（P 47）
		懐中ライトを用意する	避難のための準備（P 49）
		家族内で避難場所の情報共有（白昼、仕事 中とかどこに逃げるのか）	避難場所の確認（P 47）
		非常食等、最低3日分の食料・生活用品	避難のための準備（P 49）
		避難場所を確認しに行く人を決めておく	避難の判断（P 49）
		避難場所の周知と防災装備の充実	避難場所の周知（P 48）
		避難場所を複数箇所準備する	避難場所の確認（P 47）
		いざというときに自分はどこに逃げればよ いか知らない人のための情報周知	避難場所の周知（P 48）
	ルート	家庭内で日頃から避難ルートを話し合っ ておく	避難経路の安全性の確認（P 48）
		地区住民の一部しか避難ルートを把握し ていない	複数の避難経路を想定（P 48）
		ブロック塀が道をふさいでいることがある	避難訓練等による安全な避難経路の確認 （P 48）
		メインルートは安全だけど路地が危険	避難訓練等による安全な避難経路の確認 （P 48）
		道路の安全状況の確認	避難訓練等による安全な避難経路の確認 （P 48）
		避難ルートマップの作成	避難訓練等による安全な避難経路の確認 （P 48）
		ブロック塀などや、倒壊家屋、耐震化の補 助があることを周知	通行障害を低減する取組（P 44）
		塀の補強の補助を出す	通行障害を低減する取組（P 44）
		いの町広報誌に各地区の避難ルートを掲載 する	道路の閉塞性の周知（P 48）
	タイミング	地域住民への声かけ	避難の呼びかけ（P 49）
		防災用品の準備（リュックに入れておく）	避難のための準備（P 49）
		火災発生を確認したら声をとなり近所でか けあう	避難の呼びかけ（P 49）
		防災無線でのアナウンス	避難情報の伝達（P 50）
	要配慮者	日頃の対応訓練を繰り返すしかない	防災訓練への参加（P 51）
		車イス、担架を事前に準備する	要配慮者の避難の準備（P 50）
		地区でいける人が助けに行く	地域全体での相互支援（P 51）
		要配慮者の把握	要配慮者の把握等（P 51）

※聴取した意見によっては、計画への反映が未だ対応が不十分なものや、対応できていないものがあります。このような意見については、引き
続き具体的な対策について検討を進め、適宜計画を見直していきます。

第5章 地震火災の具体的な対策

本章では、南海トラフ地震発生時に想定される「地震火災」による人的被害の軽減を図ることを目的に、まずは、個人の家から火を出さないための「出火防止」、出火しても個人による初期消火や地域による消火により火災の拡大を防ぐ「延焼防止」、さらに延焼が拡大した場合でも命を守るための「安全な避難」の3つの視点から、いの町と住民・地域、事業者が事前に取り組むべき具体的な対策と取り組みの進め方を示したものです。具体的な対策については、「高知県地震火災対策指針」や伊野地区（重点推進地区）の住民の皆さんに実施したアンケート調査、それぞれの課題や対策に対するワークショップ等を参考に取
りまとめています。

5.1 出火防止対策

平時の火災であれば、消防署や消防団の消防力を集中して消火活動を行うことができますが、地震による火災は同時多発的に発生し、消防の対応力を超えてしまうことが想定されます。そのため、発生したすべての火災に対して十分な消火活動を行うことが困難となります。

また、木造住宅が密集する地域では、家屋やブロック塀などの倒壊により道路が閉塞し、火災現場に消防車両が入って行けない場合があります。こうした地域では、ひとつの出火から大規模な火災に発展する可能性もありますので、特に火を出さない「出火防止」に努めることが重要となります。

「3.1.3 地震火災の主な出火原因」に記載した通り、阪神・淡路大震災での出火原因を見てみると、電気やガス・石油器具類に起因するものが約8割を占めています。これらの出火は、揺れにより損壊した家の部材や衣服等が発熱した器具に落下し、着火した可能性が高いと考えられています。

このことから、出火を防ぐためには、(1)火の始末、(2)電気器具類からの出火防止対策、(3)ガス・石油器具類からの出火防止対策、(4)住宅損壊・家具転倒による出火防止対策、(5)その他の原因による出火防止対策の5つの対策を推進します。

5.1.1 火の始末

「火の始末」の基本的な考え方

○地震の揺れを感じた際には、火災の発生を防止するため、揺れがおさまったら火の始末を行うことが重要です。

(1) 個人がおこなう取組

① 火の始末の実施

地震が発生した場合は、身の安全を確保し、揺れがおさまったら、電気ストーブなど発熱器具のスイッチを切る（コンセントからプラグを抜く）、ガスの元栓を閉める、ストーブ等に接触した可燃物を取り除くなど、出火につながる原因を断ち切るため、「火の始末」を行う習慣を身につけておくことが重要です。

(2) 地域がおこなう取組

① 地域での声の掛け合いによる出火防止意識の向上

日常時や防災訓練などで、「火の始末」を心掛けるよう地域全体で声を掛け合い、地域全体として出火防止に関する知識の共有などを図り、出火を防止する意識を高めます。

(3) 行政がおこなう対策

① 火の始末に対する啓発

揺れを感じたら身の安全を確保するとともに、揺れがおさまったら、火の始末を行うよう、広報誌など様々な媒体を通じて、住民に広報します。

5.1.2 電気器具類からの出火防止対策

「電気器具類からの出火防止対策」の基本的な考え方

○地震時には揺れや転倒によって自動的に電源が切れる安全装置付きの電気器具類への買い替えや、送電の復旧により、転倒・落下した可燃物がヒーターに触れ火災が発生する「通電火災」に対する対策が必要です。

器具の破壊・破損による 直接発火	通電状態等による 発熱・発火	再送電時による 発熱・発火
		
○電気スタンド・電気コンロ等器具が可燃物に触れて発火 ○ショート・スパークによる発熱	○スパークによる発熱・発火	○器具破損状態で再送電する事により発熱・発火

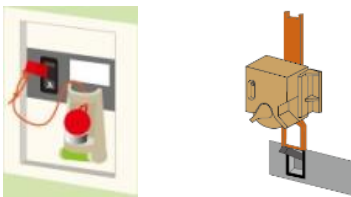
(1) 個人がおこなう取組

① 感震ブレーカーの設置

地震では、揺れによって一旦停電した場合でも、送電が復旧すると住宅所有者が意図しないまま家屋への通電が再開されるため、一定以上の揺れを感知した場合に自動的に電気を遮断する「感震ブレーカー」を設置することが電気に起因する出火の防止に極めて有効です。

より多くの住宅に感震ブレーカーを設置することは、個人の住宅を火災から守るだけではなく、地震火災の特徴である火災の多発を低減させる効果があります。そうすることで大規模火災の発生防止にもつながります。

表 感震ブレーカー種類

分電盤タイプ	コンセントタイプ	簡易タイプ
		
一定の震度を感知して電気を遮断する機能が付いた分電盤で、住宅内のすべての電気を遮断するタイプ	一定の震度を感知して、コンセントごとに電気を遮断するタイプ	分電盤に取りつけ、一定の震度によりおもり玉の落下又はバネの作用によりブレーカーを落とすタイプ

感震ブレーカーには、住宅内の全ての電気を遮断する「分電盤タイプ」やコンセントごとに電気を遮断する「コンセントタイプ」、重りやバンドによってブレーカーを落とす「簡易タイプ」などがあり、家屋の電気設備や器具の状況に応じたタイプを選択し、設置に取り組みます。

② 安全装置の備わった電気器具類の使用

平成 18 年以降に製造、輸入された電気ストーブなどには、地震対策として、揺れたり倒れたりした時に電源が自動的に切れる安全装置が付いています。それ以前の製品を使用している場合は、安全装置の有無を確認し、備わっていない製品は取り替えを検討します。

③ 可燃物の転倒・落下防止

地震の揺れで家具や衣類などの可燃物が転倒または落下し、電気ストーブなどに接触していた場合は、出火する可能性があります。

そのため、家具の固定を進めるほか、電気ストーブなどの周辺には可燃物が落下しないよう日頃から心がけます。

④ 電気火災に対する防災意識

日頃から、家族で電気のブレーカーの位置や操作を確認しておくことや、避難をする時には必ずブレーカーを落とすことを意識しておきます。

(2) 行政がおこなう対策

① 出火防止対策の啓発

出火防止には住民一人ひとりの普段からの心がけが重要です。地震火災の原因は、電気に起因するものが最も多いことから、感震ブレーカーの有効性や、電気機器の買い替え、可燃物の転倒・落下防止などの必要性を、広報誌や自主防災活動を通じて、住民に啓発します。

② 感震ブレーカーの普及

感震ブレーカーは、電気を自動的に遮断できることから、電気器具による出火を防ぐことができます。また、出火元を減らすことで、火災拡大の可能性を低減させることが期待できます。

このため、町の耐震工事の補助申請窓口での広報や、新築や住宅リフォームに合わせて感震ブレーカーの設置が進むよう、建築士、電気工事業者などの団体と連携して施主に対し、有効性や種類、設置の費用などについて情報提供を行います。

さらに、感震ブレーカーの設置促進に向けた補助制度の検討や、特に啓発を行うとともに、重点推進地区においては、命を守る観点から給付制度の検討も必要です。

5.1.3 ガス・石油器具類からの出火防止対策

「ガス・石油器具類からの出火防止対策」の基本的な考え方

○地震時の出火原因としては、電気器具類の次にガス・石油器具類からの出火が多くみられました。安全装置付のガス器具への買い替えや、LPガス転倒防止対策の普及などが必要です。

(1) 個人がおこなう取組

① 安全装置が備わったガス・石油器具類の使用

ストーブなどのガス・石油器具類は、定期的に清掃や安全点検を行うとともに、揺れや転倒によって自動的に火が消える安全装置のある製品への買い替えを検討してみます。

② 可燃物の転倒・落下防止

地震の揺れで、家具や衣類などの可燃物がガスコンロや石油ストーブなどに覆いかぶさった場合、火が消えていたとしても余熱によって出火する可能性があります。

このため、家具の固定を進めるとともに、ガスコンロや石油ストーブなどの周辺には可燃物が落下しないよう日頃から心がけます。

③ ガス・石油器具類の取扱い

LPガスの引き込み部分には、震度5相当以上の揺れを感知すると自動的にガスを遮断するマイコンメーターが取り付けられています。しかし、マイコンメーターが正常に作動しないことも考えられますので、念のため、地震の揺れがおさまった後にガス器具の元栓を閉め、さらに避難の時間に余裕があればLPガス容器のバルブを閉めるよう心がけます。また、避難をする時には、必ず石油ストーブなど火気器具の消火を行います。

(一社) 高知県LPガス協会では、「容器（ボンベ）の的確な固定」「ガス放出防止型高圧ホースの普及」「50kg容器へのバルブプロテクターの普及」を主な柱とする業界自主基準に基づくLPガス地震対策保安推進事業を平成18年度から実施しています。通常の場合、これらの対策に必要な設備費用はLPガス販売事業者の負担としています。

○自主基準に基づく設備例



ガス放出防止型高圧ホース

50kg 容器バルブプロテクター

50kg 容器のチェーン2本かけ
または専用固定具の使用
法令基準では上部の1本で適合

これらの対策は、東日本大震災でも地震の揺れや津波対策として有効であると報告されています。

※経済産業省

「東日本大震災を踏まえた今後の液化石油ガスの保安の在り方について」

何重もの対策をして
いるのね



(2) 行政がおこなう対策

① 出火防止対策の啓発

地震による火災の原因として、電気に起因する火災の次に、ガス・石油器具類によるものが多いことが分かっています。安全装置付きのガス・石油器具類への買い替えや、可燃物の転倒・落下防止の対策について、広報誌などを通じて、住民に啓発します。

② ガスの安全対策

LPガス事業者は、ガス容器の転倒防止対策として、一般家庭などに置かれているガス容器を転倒させないための固定チェーンの二重化（ダブルチェーン）を進めています。これらの対策がより一層進むよう事業者と連携して取り組みます。

5.1.4 住宅損壊・家具転倒による出火防止対策

「住宅損壊・家具転倒による出火防止対策」の基本的な考え方

○地震の揺れによって建物が倒壊したり、壊れた部材や転倒した家具が火気に触れたりして出火することを防止するとともに、身の安全を確保するためにも住宅の耐震化や家具転倒防止に取り組むことが必要です。

(1) 個人がおこなう取組

① 住宅の耐震化

住宅が損壊すると家屋の部材が火気に接触し、出火することが想定されます。さらに、倒壊してしまうと、初期消火はもとより、自らの命の安全を確保することもできなくなります。

このため、昭和 56 年 5 月以前の旧耐震基準で建てられた住宅の所有者は、耐震性能を確認する耐震診断を受診し、耐震性が不足すると判定された場合は、町の補助制度などを利用した住宅の耐震化に可能であれば、取り組みます。

② 家具等の転倒防止

揺れによって家具が転倒すると、可燃物が暖房器具などに触れて出火する可能性や、倒れた家具でけがをする危険性も高まります。寝室に転倒する恐れのある家具を置かない、重たいものは高い位置に置かない、そして倒れる可能性のある家具については転倒防止対策を行います。

自分で転倒防止対策をできない方は、町の補助制度などを活用して家具の転倒防止に取り組みます。

(2) 行政がおこなう対策

① 住宅耐震化の促進

木造の建築物が倒壊した場合、柱や梁だけでなく、着火しやすい部材が露出し、防火・耐火性能が極端に低下することが火災発生大きな原因と考えられます。したがって、地震火災対策は、まずは、住宅の耐震化が重要となります。

町では、南海トラフ地震に備え、地震に強い安全な住まいづくりを目指すために、次の事業を実施しています。

■木造住宅耐震診断

1 対象となる住宅	町内に所在し、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅（一戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅で貸家を含み、主たる生活の場となる建物）
2 対象とならない住宅	特殊構造・特殊構法のもの（プレハブ、ツーバイフォー、丸太組工法、鉄骨などを含む混構造の住宅）
3 診断を受けることができる方	町内に居住し、対象となる住宅の所有者でいの町税を滞納していない者
4 診断方法	申込者の住宅へ診断士が訪問し、申込者の立会いのもと、間取りの確認・床下や天井裏の点検口（開口部）から内部を直接見て調べます。なお、壁を壊したり、天井をめくるような調査は行いません。
5 診断費用	無料
6 申込期間	申込件数が定数に達するまで、随時受付します。
7 注意事項	① 耐震診断のため派遣する診断士は、高知県が行う「木造住宅耐震診断士養成講習」を受講し県へ登録されている者です。 ② 耐震診断は、住宅の耐震診断のみを行うものです。その後の耐震補強工事を義務付けるものではありません。 ③ 耐震診断は、大規模な地震に対して、住宅がどの程度の安全性があるかを判定するものであり、地震によって倒壊しないことを保証するものではありません。

■木造住宅耐震設計・改修

1 要件	① 町が実施した木造住宅耐震診断の上部構造評点が 1.0 未満であるもの ② 耐震改修工事後の上部構造評点が 1.0 以上となるもの ③ 「高知県木造住宅耐震診断士」として高知県に登録されている事業者が、耐震改修設計については登録設計事務所が実施し、耐震改修については登録工務店が実施するもの ④ 本年度中に事業が完了するもの
2 補助金額	○耐震改修設計費・・・設計費用の 3 分の 2 最高 20 万 5 千円（～平成 28 年度） 最高 30 万 5 千円（平成 29 年度～） ○耐震改修工事費・・・最高 92 万 5 千円（～平成 28 年度） 最高 122 万 5 千円（平成 29 年度～）

② 家具転倒防止対策の促進

揺れによって家具が転倒すると、可燃物が暖房器具などに触れて出火する可能性や、倒れた家具でけがをする危険性も高まります。町では、自分で家具の転倒防止対策のできない世帯に対して、次の事業を活用して家具の転倒防止に取り組みます。

■家具転倒防止

1 事業の流れ	申請書の提出 → 取付可否の判断 → 決定通知書の送付 → 委託業者の現地確認 → 取付作業 → 事業完了
2 補助対象者	全世帯
3 固定箇所数	1世帯につき5ヵ所まで
4 その他注意事項	①取付金具代は自己負担となります。 ②家具の柱、壁などの補強は行いません。 ③借家などの場合、家屋の所有者又は管理者の承諾が必要となります。 ④設置後、必ず転倒しないことを保証するものではありません。

5.1.5 その他の原因による出火防止対策

(1) 個人がおこなう取組

① ローソク以外の照明機器の準備

東日本大震災では、停電の際に使用していたローソクが余震で転倒したことで火災となった事例があります。まだまだローソクは身近で便利なものですが、地震後の灯りとしては不向きです。

普段からローソクに代えて携帯できる LED ライトや懐中電灯、電池式のランタンなどを避難グッズとして準備しておきます。

(2) 行政がおこなう対策

① 出火防止対策の啓発

ローソクに代わる照明機器の準備や、地震で強いダメージを受けた電気器具、ガス・石油器具の使用注意など、発災後に留意すべき出火防止対策を広報誌など様々な媒体を通じて住民に広報します。

5.2 延焼防止対策

東日本大震災では、住民や地域による初期消火の実施率は43%で、その約半数が消火に成功したとの報告があります。

また、初期消火に成功した割合は、阪神・淡路大震災や東日本大震災での初期消火器具等の使用状況を見ても、**「消火器」と「水道・浴槽の水・汲み置き」**で約8割を占めています。こうしたことから、火災の拡大を防止するためには、初期消火を確実に行うことは非常に効果があります。

南海トラフ地震が発生した場合、出火直後の火が小さい段階では、まずは住民個人が消火を行い、火が拡大し壁や天井にまわりそうになった段階では、直ちに周辺住民の協力を得て消火にあたるなど、住民自らが消火に取り組むことが必要です。

また、火が壁や天井から建物全体にまわり始めると住民による消火は困難となりますが、延焼を防止する観点からは、周囲の家屋や風下の家に向かって水をかけることも重要です。

しかし、周囲が火に囲まれる状態になると逃げられなくなることも考えられますので、住民自らが消火に取り組む場合には、常に退避路を確保し、少しでも身の危険を感じたときには、直ちに避難することが必要です。

さらに、地震時には、火災の同時多発や道路の通行障害、消火水源の断水など、通常とは大きく異なる状況の中での活動となることが予測されます。そのため、地震時に消火活動を行うためには、消防資機材や耐震性防火水槽の整備、自然水利の確保が必要です。

こうしたことから、延焼防止については、(1)初期消火の実施、(2)消防力の充実・強化の対策を進めます。

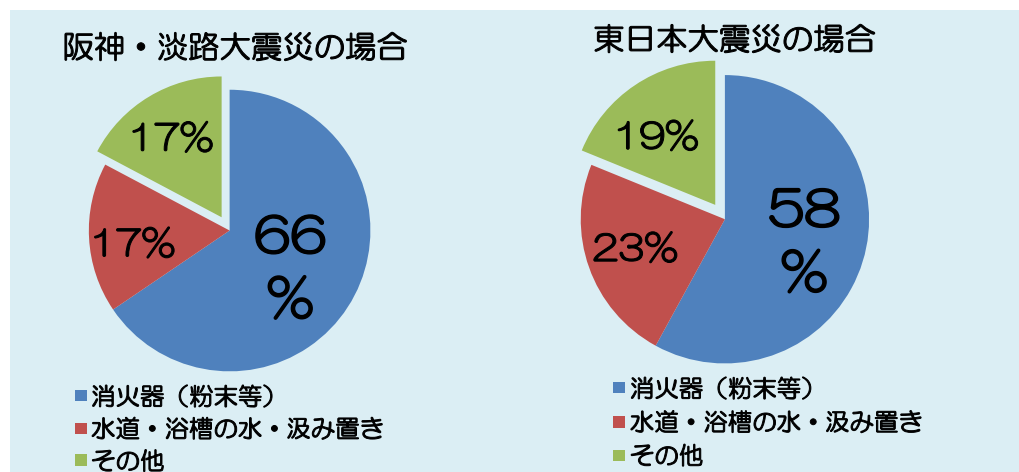


図 初期消火器具等の使用状況（初期消火成功件数に対する使用割合）

（出典：阪神・淡路大震災は平成7年火災年報（別冊）、東日本大震災は平成23年火災年報（別冊）より編集）

5.2.1 初期消火の実施

「初期消火の実施」の基本的な考え方

- 初期消火を確実に行うことは、延焼の拡大防止に大きな効果があるため、定期的に消火訓練を行い、消防資機材の取り扱いに慣れておきます。
- また、消防資機材や消防水利を充実・強化しておくことが必要となります。

(1) 個人がおこなう取組

① 住宅用火災警報器の設置

初期消火を行うには、出火したことを住民や近隣の人がいち早く知るために消防法及び仁淀消防組合火災予防条例で義務付けられている「住宅用火災警報器」を設置することが有効です。すべての住宅で設置が必要です。

② 消火器、消防水利の確保

初期消火は、出火直後の火が小さな段階で素早く行うことが最も効果的です。このため、消火器の備えや浴槽への水の汲み置きなど、家庭で行える防火対策に取り組めます。

また、地震の揺れで水道が断水して消火栓が使えないことが想定されるため、平時から地域の街頭に設置されている消火器や防火水槽など消防水利の位置を訓練の機会などを通じて住民が確認しておきます。

③ 防災訓練への参加

町や自主防災組織などが開催する防災訓練に参加し、消防の指導のもと、訓練を通じて、初期消火に不可欠な消火器や、延焼防止にも有効な消火栓 BOX などの使い方の習得をします。

あわせて、防災訓練や防災学習会で消防水利の位置などの把握をします。

(2) 地域がおこなう対策

① 地域での情報共有

地域での初期消火が迅速、かつ、効果的に行われるよう地図やハザードマップなどに街頭消火器や防火水槽などの消防水利の位置を記載して地域全体で共有します。

② 初期消火訓練の実施

町や消防団と協力して、初期消火の訓練や学習会を実施し、地域の初期消火力を向上させます。

(3) 行政がおこなう対策

① 消防資機材の充実

近隣の火災に対し、地域住民が消火を行えるように、街頭消火器の設置や、消火栓 BOX の設

置、消火器より消火能力の高い軽可搬消火ポンプを自主防災組織へ配備するなどの支援を検討・推進します。また、防火水槽などの整備も行います。

② 実践的な消火訓練の実施

住民の初期消火力を高めるために、消防職員や消防団員の指導のもと、実際の火に対する消火器や軽可搬消火ポンプを使った実践的な消火訓練を継続的に行います。また、火が大きくなった場合は、周りの家屋に水をかけることによって延焼を食い止めることも可能ですので、そういったことも訓練を通じて周知しておくことが大事です。

5.2.2 消防力の充実・強化

「消防力の充実・強化」の基本的な考え方

○建物全体に火がまわり始めると住民による消火は困難となり、消防署や消防団による消火によらなければなりません。このため、通行障害や消防水利の不足など通常時と異なる状況下において消火活動を行うために消防力の充実・強化の対策が必要となります。

(1) 行政がおこなう対策

① 耐震性防火水槽の整備

設置して相当年数が経過した防火水槽は、地震の揺れで損傷し、水漏れをおこすなど、消防水利の確保ができない可能性も考えられることや、水が不足している地域での消防水利を確保するため、耐震性防火水槽の整備を進めます。また、既存防火水槽の耐震対策を推進します。

② 消防資機材の充実

消防団の活動用資機材の充実に取り組むとともに、地域消防力向上を目標に、消火栓 BOX の設置、軽可搬消火ポンプの配備などに取り組みます。

③ 消防水利の確保

消火栓は水道の断水により使用できないことも想定されるため、耐震性防火水槽の増設や既存防火水槽の耐震対策を進めるとともに、地震時の消防水利を確保するため、流量の少ない小河川や水路からも取水できる集水マスの整備などを検討します。

④ 消防団員の確保

消防団は、平成 25 年 12 月に施行された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」において、地域の防災力の要としての活動に加え、自主防災組織のリーダーの育成や教育訓練など、これまで以上の指導的な役割が期待されています。

地震発生時には、消防団員は消火活動や避難誘導といった様々な活動が求められます。こういった活動をしっかりと行えるよう、団員の確保に向けた取り組みを進めます。

⑤ 通行障害を低減する取組

幅員が狭い道路では、道路沿いの建物やブロック塀などの倒壊により、消防車両が火災現場に進入できなくなることが想定されます。

町では、老朽化が著しい建物で、周囲に危険性がある住宅などの除却や倒壊の恐れのあるブロック塀の撤去に対する補助事業を活用し取り組みを進めます。



写真 地震時に倒壊・破損したブロック塀（熊本地震 いの町職員撮影）

■ブロック塀等対策推進補助事業

町では、次期南海トラフ地震に備え、ブロック塀の倒壊被害（倒壊したブロックの下敷きになる・避難や消火活動の阻害等）の防止、又は軽減することを目指すために、ブロック塀等対策推進補助事業を実施しています。

1 補助対象者	① ブロック塀の所有者であること（所有者と親子関係にある者等町長が認めた者を含む） ② いの町税を滞納していない者																																																																																															
2 補助対象となるブロック塀等	道路、通路に面したコンクリートブロック塀等のうち、次の点検表に一つでも不適合があるものが補助の対象となる。鉄筋が入っているかそうでないかで使用する点検表が異なる。 ○補強コンクリートブロック塀の点検表 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th><th rowspan="2">点検項目</th><th rowspan="2">点検内容</th><th colspan="2">点検結果</th></tr> <tr> <th>適合</th><th>不適合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>高さ</td><td>2.2mを超えている</td><td>いいえ</td><td>はい</td></tr> <tr> <td rowspan="2">2</td><td rowspan="2">壁の厚さ</td><td>高さ2mを超える塀で15cm未満</td><td>いいえ</td><td>はい</td></tr> <tr> <td>高さ2m以下で10cm未満</td><td>いいえ</td><td>はい</td></tr> <tr> <td rowspan="2">3</td><td rowspan="2">鉄筋</td><td>壁頂、基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9mm以上の鉄筋が入っている</td><td>はい</td><td>いいえ</td></tr> <tr> <td>壁内に径9mm以上の鉄筋が縦横80cm以内で入っている</td><td>はい</td><td>いいえ</td></tr> <tr> <td>4</td><td>控壁（高さが1.2mを超える塀の場合）</td><td>3.4m以内ごとに、鉄筋が入った控壁が塀の高さの1/5以上突出してある</td><td>はい</td><td>いいえ</td></tr> <tr> <td>5</td><td>基礎</td><td>丈が35cm以上で根入れ深さが30cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある</td><td>はい</td><td>いいえ</td></tr> <tr> <td>6</td><td>傾き、ひび割れ</td><td>全体的に傾いている。又は1mm以上のひび割れがある</td><td>いいえ</td><td>はい</td></tr> <tr> <td>7</td><td>ぐらつき</td><td>人の力で簡単にぐらつく</td><td>いいえ</td><td>はい</td></tr> <tr> <td>8</td><td>その他</td><td>塀が土留め壁を兼ねている。又は玉石積み擁壁等の上にある</td><td>いいえ</td><td>はい</td></tr> </tbody> </table> ○組積造の塀の点検表（鉄筋が入っていない場合） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th><th rowspan="2">点検項目</th><th rowspan="2">点検内容</th><th colspan="2">点検結果</th></tr> <tr> <th>適合</th><th>不適合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>高さ</td><td>1.2mを超えている</td><td>いいえ</td><td>はい</td></tr> <tr> <td>2</td><td>壁の厚さ</td><td>各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上ある高さ2mを超える塀で15cm以上</td><td>はい</td><td>いいえ</td></tr> <tr> <td>3</td><td>控壁</td><td>4m以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出している、又は壁の厚さが必要寸法の1.5倍以上ある</td><td>はい</td><td>いいえ</td></tr> <tr> <td>4</td><td>基礎</td><td>根入れ深さが20cm以上ある</td><td>はい</td><td>いいえ</td></tr> <tr> <td>5</td><td>傾き、ひび割れ</td><td>全体的に傾いている。又は1mm以上のひび割れがある</td><td>いいえ</td><td>はい</td></tr> <tr> <td>6</td><td>ぐらつき</td><td>人の力で簡単にぐらつく</td><td>いいえ</td><td>はい</td></tr> <tr> <td>7</td><td>その他</td><td>塀が土留め壁を兼ねている。又は玉石積み擁壁等の上にある</td><td>いいえ</td><td>はい</td></tr> </tbody> </table>		点検項目	点検内容	点検結果		適合	不適合	1	高さ	2.2mを超えている	いいえ	はい	2	壁の厚さ	高さ2mを超える塀で15cm未満	いいえ	はい	高さ2m以下で10cm未満	いいえ	はい	3	鉄筋	壁頂、基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9mm以上の鉄筋が入っている	はい	いいえ	壁内に径9mm以上の鉄筋が縦横80cm以内で入っている	はい	いいえ	4	控壁（高さが1.2mを超える塀の場合）	3.4m以内ごとに、鉄筋が入った控壁が塀の高さの1/5以上突出してある	はい	いいえ	5	基礎	丈が35cm以上で根入れ深さが30cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある	はい	いいえ	6	傾き、ひび割れ	全体的に傾いている。又は1mm以上のひび割れがある	いいえ	はい	7	ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	はい	8	その他	塀が土留め壁を兼ねている。又は玉石積み擁壁等の上にある	いいえ	はい		点検項目	点検内容	点検結果		適合	不適合	1	高さ	1.2mを超えている	いいえ	はい	2	壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上ある高さ2mを超える塀で15cm以上	はい	いいえ	3	控壁	4m以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出している、又は壁の厚さが必要寸法の1.5倍以上ある	はい	いいえ	4	基礎	根入れ深さが20cm以上ある	はい	いいえ	5	傾き、ひび割れ	全体的に傾いている。又は1mm以上のひび割れがある	いいえ	はい	6	ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	はい	7	その他	塀が土留め壁を兼ねている。又は玉石積み擁壁等の上にある	いいえ	はい
	点検項目				点検内容	点検結果																																																																																										
		適合	不適合																																																																																													
1	高さ	2.2mを超えている	いいえ	はい																																																																																												
2	壁の厚さ	高さ2mを超える塀で15cm未満	いいえ	はい																																																																																												
		高さ2m以下で10cm未満	いいえ	はい																																																																																												
3	鉄筋	壁頂、基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9mm以上の鉄筋が入っている	はい	いいえ																																																																																												
		壁内に径9mm以上の鉄筋が縦横80cm以内で入っている	はい	いいえ																																																																																												
4	控壁（高さが1.2mを超える塀の場合）	3.4m以内ごとに、鉄筋が入った控壁が塀の高さの1/5以上突出してある	はい	いいえ																																																																																												
5	基礎	丈が35cm以上で根入れ深さが30cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある	はい	いいえ																																																																																												
6	傾き、ひび割れ	全体的に傾いている。又は1mm以上のひび割れがある	いいえ	はい																																																																																												
7	ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	はい																																																																																												
8	その他	塀が土留め壁を兼ねている。又は玉石積み擁壁等の上にある	いいえ	はい																																																																																												
	点検項目	点検内容	点検結果																																																																																													
			適合	不適合																																																																																												
1	高さ	1.2mを超えている	いいえ	はい																																																																																												
2	壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上ある高さ2mを超える塀で15cm以上	はい	いいえ																																																																																												
3	控壁	4m以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出している、又は壁の厚さが必要寸法の1.5倍以上ある	はい	いいえ																																																																																												
4	基礎	根入れ深さが20cm以上ある	はい	いいえ																																																																																												
5	傾き、ひび割れ	全体的に傾いている。又は1mm以上のひび割れがある	いいえ	はい																																																																																												
6	ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	はい																																																																																												
7	その他	塀が土留め壁を兼ねている。又は玉石積み擁壁等の上にある	いいえ	はい																																																																																												
3 補助対象経費	補助対象のコンクリートブロック塀を、登録工務店又は建設業者に依頼して、撤去又は倒壊時の被害が少ないフェンスや生け垣への改修を行うための経費が、補助の対象となる。																																																																																															
4 補助金額	○定額（補助限度額） 20万5千円 補助対象経費が20万5千円に満たない場合は、その額となる。また、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てになる。																																																																																															
5 申込み	○申込先：いの町役場総務課、吾北総合支所住民福祉課、本川総合支所住民福祉課 ○必要書類： ①様式第1号（第6条関係）いの町ブロック塀等対策推進補助金交付申請書 ②位置図、配置図、平面図等 ③対策事業費見積書（内訳が記載されているもの） ④別表第2（第6条関係）補強コンクリートブロック塀の点検表、または別表第3（第6条関係）組積造の塀の点検表 申込書に必要事項を記入のうえ提出してください。																																																																																															

■老朽住宅除却事業

町では、老朽化が著しい建物で、周囲に危険性があると認められる住宅に対しては、当該住宅の除却費用に対する補助を行っています。

1 補助対象者	① いの町内にある老朽住宅の所有者であること。ただし、当該所有者と親子関係にある者など町長が認めたものを含む。 ② いの町税を滞納していない者																																																								
2 補助対象となる建築物	① いの町地域防災対策に位置付けられた緊急輸送道路または避難路の沿道に位置する老朽化した木造住宅など。 ② 次の表に規定する基準で 100 以上の評定があるもの。 <table><tr><th colspan="2">評定区分</th><th>評定項目</th><th>評定内容</th><th>評点</th><th>最高評点</th></tr><tr><td rowspan="3">1</td><td rowspan="3">構造一般の程度</td><td rowspan="2">基礎</td><td>構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの</td><td>10</td><td rowspan="3">45</td></tr><tr><td>構造耐力上主要な部分である基礎がないもの</td><td>20</td></tr><tr><td>外壁</td><td>外壁の構造が粗悪なもの（注）</td><td>25</td></tr><tr><td rowspan="10">2</td><td rowspan="10">構造の腐朽又は破壊の程度</td><td rowspan="3">基礎 土台 柱 はり</td><td>柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの</td><td>25</td><td rowspan="10">100</td></tr><tr><td>基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はり腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数箇所に腐朽又は破損があるものなど大修理を要するもの</td><td>50</td></tr><tr><td>基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの</td><td>100</td></tr><tr><td rowspan="2">外壁 （注）</td><td>外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの（注）</td><td>15</td></tr><tr><td>外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの（注）</td><td>25</td></tr><tr><td rowspan="3">屋根</td><td>屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨漏りのあるもの</td><td>15</td></tr><tr><td>屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、垂木などが腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの</td><td>25</td></tr><tr><td>屋根が著しく変形したもの</td><td>50</td></tr><tr><td rowspan="3">3</td><td rowspan="3">防火上又は避難上の構造の程度</td><td rowspan="2">外壁</td><td>延焼のおそれのある外壁があるもの</td><td>10</td><td rowspan="3">30</td></tr><tr><td>延焼のおそれのある外壁面数が3以上あるもの</td><td>20</td></tr><tr><td>屋根</td><td>屋根が可燃性材料でふかれているもの</td><td>10</td></tr><tr><td>4</td><td>排水設備</td><td>雨水</td><td>雨樋がないもの</td><td>10</td><td>10</td></tr></table> （備考） 一の評定項目につき該当評定内容が 2 又は 3 ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。 （注） 界壁の構造や仕上材の状況は、内部に立ち入らないと判定できないため、対象としない。	評定区分		評定項目	評定内容	評点	最高評点	1	構造一般の程度	基礎	構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45	構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	外壁	外壁の構造が粗悪なもの（注）	25	2	構造の腐朽又は破壊の程度	基礎 土台 柱 はり	柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100	基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はり腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数箇所に腐朽又は破損があるものなど大修理を要するもの	50	基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	外壁 （注）	外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの（注）	15	外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの（注）	25	屋根	屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨漏りのあるもの	15	屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、垂木などが腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	25	屋根が著しく変形したもの	50	3	防火上又は避難上の構造の程度	外壁	延焼のおそれのある外壁があるもの	10	30	延焼のおそれのある外壁面数が3以上あるもの	20	屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	4	排水設備	雨水	雨樋がないもの	10	10
評定区分		評定項目	評定内容	評点	最高評点																																																				
1	構造一般の程度	基礎	構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45																																																				
			構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20																																																					
		外壁	外壁の構造が粗悪なもの（注）	25																																																					
2	構造の腐朽又は破壊の程度	基礎 土台 柱 はり	柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100																																																				
			基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はり腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数箇所に腐朽又は破損があるものなど大修理を要するもの	50																																																					
			基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100																																																					
		外壁 （注）	外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの（注）	15																																																					
			外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの（注）	25																																																					
		屋根	屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨漏りのあるもの	15																																																					
			屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、垂木などが腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	25																																																					
			屋根が著しく変形したもの	50																																																					
		3	防火上又は避難上の構造の程度	外壁		延焼のおそれのある外壁があるもの	10	30																																																	
						延焼のおそれのある外壁面数が3以上あるもの	20																																																		
屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの			10																																																					
4	排水設備	雨水	雨樋がないもの	10	10																																																				
3 補助金額	除去工事費に 10 分の 8 を乗じて得た額とし、その限度額は 164 万 5 千円となる。																																																								
4 申込み	○申込先：いの町役場総務課、吾北総合支所住民福祉課、本川総合支所住民福祉課 ○必要書類： ①様式第 1 号（第 6 条関係）いの町老朽住宅等除却事業補助金交付申請書 ②別表第 1 申込書に必要事項を記入のうえ提出してください。																																																								

⑥ 震災時の消防活動計画の作成

地震の発生時には、通常時のような消防活動は困難を極めることが想定されます。このため、災害初期における効果的な消防活動を行うため、地震発生直後の火災出動体制や重点的な部隊の投入先など同時多発的な火災の発生への対応、消防水利の不足を想定した対応策を事前に検討します。

5.3 安全な避難対策

5.3.1 避難場所の安全性

「避難場所の安全性」の基本的な考え方

- 大規模火災時の避難場所については、状況に応じた安全性、位置や収容可能人員などを明記したマップを作成し、住民に周知します。
- 重点推進地区内に避難場所を設けた場合は、状況の変化に対応できるよう二次的な避難場所を事前に検討する必要があります。

(1) 個人がおこなう取組

① 避難場所の確認

大規模火災は、どこで発生しどの方向に燃え広がっていくか分かりません。延焼シミュレーション結果を利用し、出火場所や風速、風向きなど、いろいろなケースを想定し、それぞれのケースに応じて、あらかじめ安全に避難できる場所を、複数確認して、家族で共有しておきます。

また、重点推進地区内の避難場所に避難する場合は、周囲に燃え広がってくることもあるため、二次避難できる場所も確認しておきます。

(2) 地域がおこなう取組

① 集合場所（緊急避難地など）の設定

火災はどこで発生するか予測できないため、避難場所近辺で火災が発生していたり、道路が閉塞し、予定していた避難場所へ避難できない場合も考えられます。このような場合に混乱を招かぬよう地域で一時的に避難する緊急避難地を地域で決めて、地域全体で共有しておくことも避難には効果的です。

(3) 行政がおこなう対策

① 避難場所の設定

重点推進地区では、地区内に設けた避難場所の周囲まで燃え広がってくる可能性があるため、避難場所は重点推進地区外に設けることを基本とします。ただし、重点推進地区内の伊野小学校については、延焼シミュレーションをもとに火と熱の影響などを検討し、安全性を確認しています。

② 避難場所の周知

住民が事前に避難する場所を確認できるよう、避難場所の位置や収容可能人員などを記載した一覧表やマップを作成し、周知します。

5.3.2 避難経路の安全性

「避難経路の安全性」の基本的な考え方

- 路地や狭い道路は、建物やブロック塀の倒壊等により通行できなくなる可能性があるため、避難経路は可能な限り幅員の広い道路を選択するとともに、日頃から複数の経路を確認しておきます。
- 避難経路の安全性は、ハザードマップなどをもとに、現地で確認しておきます。

(1) 個人がおこなう取組

① 避難経路の安全性の確認

ワークショップなどの場で、倒壊のおそれのある老朽家屋やブロック塀、自動販売機などを確認したうえで、幅員の広い道路を避難路として複数、想定（確認）しておきます。

また、通行が困難となると想定される箇所を実際に踏査し、幅員やブロック塀の状況などを確認するとともに、車いすやリヤカーなどで避難しなければならない人は、特に道路幅にも注意しておきます。

② 複数の避難経路を想定

地震発生時にはどの道路が通行できなくなるかわからないため、避難場所へ安全にたどり着くため、複数の経路を考えておきます。

また、一旦避難しても、火災が周囲に燃え広がってくることも考えられますので、二次的に避難する場所までの経路も考えておきます。

(2) 地域がおこなう取組

① 避難訓練等による安全な避難経路の確認

火災からの避難を想定した避難訓練や学習会などを実施し、地域全体で避難の妨げとなる危険な箇所などを把握し、円滑かつ安全な避難が実現できるようにします。

(3) 行政がおこなう対策

① 道路の閉塞性の周知

道路閉塞度のハザードマップをもとに、地区内のどの道が通れなくなる可能性が高いのかといった情報を住民に提供します。また、通行できない道路を設定した実践的な避難訓練や図上訓練を行うなど、住民と一緒に取り組むを進めます。

② 袋小路にある地区への対応

避難経路が一方向しかないような地区では、出口付近で火災が燃え広がると、地区外へ避難することができなくなる可能性が高いことから、出口と逆方向に逃げられる避難路の整備を図る必要があります。

5.3.3 避難のタイミング

「避難のタイミング」の基本的な考え方

○出火場所が自宅近くでなくても、予想以上に燃え広がってくる可能性があるので、できるだけ早く避難するように心がけることと、平時より安全な避難路や安全な避難場所を熟知しておくことが必要です。

(1) 個人がおこなう取組

① 出火状況の把握等

時間の経過による新たな出火も含め、火災の煙や消防車両の出動に注意を払い、近くで火災が発生していないか、確認を行います。

② 避難のための準備

燃え広がる速度や延焼する方向は、風向・風速により大きく変動します。出火場所が近くでなくても、予想以上に燃え広がってくる可能性がありますので、特に要配慮者は早めに、避難の準備を行います。また、いざという時にあわてないためにも、避難する際に持ち出す非常時持出品や、夜間の避難に使用する懐中電灯などを、日頃から用意しておきます。

③ 避難情報の伝達

行政からの避難を促す情報が伝達されたら、地区の住民のみなさんや近隣の要配慮者、避難する経路の周囲にいる住民にも避難を呼び掛けます。

④ 避難の判断

避難を促す情報を聞いた住民は、消防・警察の誘導に従い、直ちに安全な避難場所に移動を開始します。

しかし、行政からの情報が伝わらないことも想定されますので、安全に避難を行うためには、住民一人ひとりが周辺の火災の延焼状況に注意を払い、消火活動をすべきか、直ちに避難をするべきか、といったことを状況に応じ自主的に判断できるようになっておくことが必要となります。

(2) 地域がおこなう取組

① 避難の呼びかけ

各個人が命の危険を感じたら、地域全体が安全に避難できるように、近隣の方々にも積極的に

避難の呼びかけを行います。また、効率的に避難を呼びかけることができるように、地域の連絡網をつくるなど、地域の連絡体制を考えておきます。

(3) 行政がおこなう対策

① 出火状況の把握等

消防本部は、火災の発生場所の把握を行うとともに、投入可能な消防力や風向・風速などの気象状況から、大規模火災に発展する可能性について確認します。

② 避難情報の伝達

消防本部及び町の災害対策本部は、出火建物から隣接建物に燃え移るなど、火災の威力が消火能力を上回ることが予測される場合は、地域を指定して避難勧告等を発令します。その際、防災行政無線や、緊急速報メール、広報車などあらゆる手段を用いて避難を促す情報を確実に伝えることに努めます。

③ 避難の判断

行政は、様々な機会を通じて、実際に避難の判断を行う際に必要な燃え広がり方の違いといった情報を、周知しておくことが必要です。

5.3.4 要配慮者への対応

「要配慮者への対応」の基本的な考え方

- 要配慮者のうち、火災を含め災害時の避難において支援が必要な「避難行動要支援者」への対応も地域内で定めておく必要があります。そのためには、日頃から、どこにどのような要配慮者がいるのかを把握しておくこと、また、要配慮者がいる家庭では、地震が起きた時にどこにどのような手段で避難するかを検討しておくことが必要です。
- 地区の防災訓練においても「避難行動要支援者」への支援を含めた避難訓練を実施することが大切です。

(1) 個人がおこなう取組

① 要配慮者の避難の準備

要配慮者がいる家庭では、避難時に必要な車いす、リヤカー、担架などの用具や、支援者の協力、避難場所、避難経路の確認などの準備をしておきます。

風上で火災が発生した場合は、火災が拡大するようであったら直ちに安全な場所への避難を開始することが必要です。

要配慮者の避難には家族以外の手助けが必要な場合があるため、地域活動などへの参加を通じて、積極的に交流を行いお互いの理解を深めておきます。

② 避難行動要支援者の避難

地震発生時には、避難支援者が避難の手助けに必ず駆けつけられるとは限りませんので、避難行動要支援者は、地区の自主防災組織や町内会と支援方法について話し合っておきます。高齢者が多く避難行動要支援者への支援者が少ない地区では、近隣の自主防災組織や町内会が協力して支援方法を話し合います。

③ 防災訓練への参加

避難行動要支援者と避難支援者等の関係者はともに、個別計画に基づく避難経路、避難場所への避難訓練を行い、課題を把握し避難方法の改善を行います。

また、地区単位で行う防災訓練に積極的に参加することで、避難の際の支援方法などについて、近所や自主防災組織の人たちとの相互理解を深めておきます。

(2) 地域がおこなう取組

① 要配慮者の把握等

要配慮者への支援は、地域の協力が不可欠です。避難の際に支援が行えるように、防災訓練等の地域の活動をとおして、要配慮者がいる家庭の把握に努めます。

② 地域全体での相互支援

要配慮者への支援は、特定の人だけに頼ると、いざというときに支援ができない場合も考えられます。そのため、日常時から避難の際の支援方法などについて話し合い、地域全体でお互いに支援することのできる関係を構築しておきます。

(3) 行政がおこなう対策

① 要配慮者の把握等

町は、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿については、本人の同意を得て自主防災組織などの避難支援等関係者に情報提供を行います。

② 避難行動要支援者の避難計画

町は、避難行動要支援者について、災害対策基本法の規定に基づき避難行動要支援者名簿の作成と避難支援者の支援等関係者への名簿情報の提供を行い、避難支援等関係者等と協力して個別計画を策定します。